

「原初的所有権」発生の形態

——タイ北部山岳少数民族の所有権・入会権のルポルタージュのスケッチから——

加藤 雅信

伊藤高義教授は、この平成一六年三月をもって、昭和四七年四月赴任以来の三〇余年にわたる名古屋大学法学部および大学院法学研究科における研究・教育生活をひとまず終え、新たに四月から南山大学法学部・法学研究所における研究・教育生活に入られることになった。教授の赴任の一年後に筆者がここに奉職することになって以来、長期間にわたって、伊藤教授の真摯であることを第一義とする研究生活と、実意あふれる教育態度を目のあたりにしてきた後進の途を歩むものとしては、教授の退官には万感胸に迫るものがある。

伊藤教授の研究の二本柱は、処女作『物権的返還請求権論序論』を中心とする物権法研究と、自動車事故を中心とする不法行為法研究であろう。また教育の中心は、大学院での外国語文献購読として一貫して輪読を続けてこられたサヴィニーの『現代ローマ法体系』購読であったように思われる。

今回の退官記念論文の献呈にあたっては、伊藤教授がこれまで研究対象としてこられたテーマについての論文の献呈を、と考えたが、私がすでに発表している「統一的請求権論」は——訴訟物論争、争点効論、法条競合論等に対する私

なりの回答であるとともに——伊藤教授の『物権的返還請求権論序論』に対する回答ともなっている。そこで、ここ一〇数年私が法意識国際比較研究会のメンバーともども追求している「所有・契約・社会」という研究テーマのうち、所有権を分析する論稿を、これまで物権法研究を中心テーマとされていた伊藤教授への献呈論文とさせていただくこととした。

今後の公私共々にわたる伊藤教授のご多幸を祈ること、切である。

* * *

本稿の執筆は、その前提となったタイ調査に同道して下さった新潟大学のピシエット助教、山岳少数民族の居住する三つの山村を紹介した調査に同道して下さったピリヤ弁護士、具体的には、それぞれの箇所ですてチェンマイ大学の研究者の方々、ピシエット氏の助手をつとめてくれたニルボンさん、ポーンティップさん、そして何よりも、われわれのヒアリングに応じてくれた元被告人やその人たちが居住する村の方々の御協力なくしてはできないものであった。さらに、現地調査終了後、論文執筆にさいしては、タイ語が読めない筆者のために、名城大学大学院法学研究科社会紛争研究所特別研究員（現、高知短期大学社会科学科専任講師）の西澤希久氏がタイ法のチェック、タイの裁判例の邦語訳をしてくださった（ただし、タイ語原本を入手できなかった裁判例の要約紹介は、ピシエット氏の英文要約に依拠した）。本稿の責任はもちろん筆者にあるが、これらの方々の協力なしには本稿の執筆をなすことはできなかったものである。これらの方々への感謝をあらわすとともに、この調査研究をご援助いただいたトヨタ財団（平成一四年度研究助成）、日本学術振興会（平成一五年度特定国派遣研究者プログラム）に謝意を表する次第である。

目次

第一章 序章

第二章 タイにおける国家の森林政策とコミュニティの反応

第三章 タイ北部の山岳民族

第四章 カレン族の村の入会と森林伐採有罪事件（第一事件）

第五章 モン族固有保安林地内耕作有罪・損害賠償事件（第二事件）

第六章 カレン族森林伐採有罪事件（第三事件）

第七章 タイ北部のタイ族の所有権と入会権

第八章 結章

第一章 序章

一 本論稿の基本主題

本論稿は、筆者がピシエット氏と共同で二〇〇三年八月八日⁽¹⁾二八日⁽²⁾に行ったタイ北部山村での、ヒル・トライブズと呼ばれる山岳少数民族の村々での所有・入会についての三週間にわたる実態調査の報告書と、そこから得ら

れた學術結果の分析をかねるものである。

この実態調査の結果、第一に、タイ北部山岳地帯でも、水田については土地所有権が確立している一方、その内容は多様であることが判明した。すなわち、この地帯でも、いわゆる近代的所有権にきわめて近い水田所有権がみられる一方、他方では、水田の耕作対象である稲についての排他的・独占的支配はみられるもの、水田に生息する魚介類や自然発生的な食用植物については排他的・独占的支配は成立することなく、村人全員がだれでもとつてよいという入会の対象となっている、近代的所有権にみられる全面的支配性を欠いた所有権の原初的形態——後に本稿にいう、「原初的所有権」——も存在していることが判明した。ここでは、同一の土地について生育対象物にそくした「所有と入会の混合的権利形態」がみられるのである。

第二に、この地域での焼畑耕作は、歴史的には入会として行われていた。しかし、現在では、かつての歴史的存在としての入会と同様の共同体的性格がきわめて強い入会から、入会の循環にともなう同一焼畑地の再使用期待権が同一人に確保されており、入会の共同性から私的権利への移行状況とも思わせるような形態も存在していた。さらには、政府の森林保護政策によって焼畑適地が減少してきた結果、焼畑の循環を維持しきれなくなり、焼畑地の個人による占有継続という形態が各地にあらわれてきている。それが究極までいくと、焼畑耕作を維持したまま、入会の共同体的痕跡が払拭された、焼畑地の私的所有形態（ただし、隔年耕作等の形態をとる）も出現してきているのである。結局のところ、タイ北部では焼畑地につき、「私的権利を欠く伝統的な入会（総有）——私的権利への萌芽的移行状況（後に本稿にいう、「途上の権利状況）——私的所有権の確立」という三段階構造がみられることになる。

第三に、前段に述べたことは、タイ以外の地に向けたグローバルな観察と結びつけると、より興味深い

シエーマと関係することになる。前段後半に述べたことは、「入会権の対象たる焼畑適地の減少」→入会の循環の崩壊→焼畑地の継続的占有→かつての総有的な入会焼畑地の私有化」という図式に要約できる。他方、モンゴル等では、自由放牧による土地の無権利性が歴史的には当然視されてきたところ、市場経済の導入にともない遊牧家畜数の増加による自由放牧地の逼迫という状況を前に、土地の共同利用という問題が生じてきている。⁽³⁾ また、近時モンゴルの土地法制調査に訪れた研究者によれば、逼迫した遊牧地の利用をめぐる遊牧民間の紛争も——冬季の定住地をめぐるのではなく、春から秋にかけての遊牧地をめぐる——生じてきており、少数ながら裁判になった例もあるとのことである。⁽⁴⁾ ここでは、「権利の対象とならない自由放牧地の逼迫」→無権利自由放牧の崩壊→かつての無権利地の入会的共同利用化、あるいはそこでの権利主張」という図式が描けそうである。この二つの例をあわせみると、「無権利地の入会権化、入会地の所有権化」というさらなる図式が展開されることになる。かつて筆者は、「所有、非所有の中間形態としての入会権」という分析命題を展開したが、以上の図式はこの命題を例証することになる。それのみならず、「無権利地」→入会権化、入会地→所有権化」という図式は、これを世界の各地という地理的観点から、また歴史という時間軸のうえで、どこまで一般化できるかはともかく、権利発生構造について、きわめて大きな示唆を投げかけるものといえるであろう。

最後に第四として、所有権ないし権利一般ではなく入会権それ自体に目を向けると、入会権は、入会団体の外部者に対する入会地の利用排除をすると同時に、入会団体メンバーについても、利用の内部的規制を行い、その双方の規制によって、入会地からの利用可能な自然産物の再生産のサイクルを確保するのが通例である。しかし、タイ北部山岳地帯の入会においては、外部者に対する利用排除はあるが、利用の内部的規制が存在しない入会が多いのがその特徴であった。

以上の四点が、今回のタイ北部での現地調査によって発掘されたファインディングスであり、また本稿の基本的なテーマである。

二 共同研究の経緯と研究の目的

前段に要約した調査の結果判明した事実は、実は、ピシエット氏とタイ北部入会の共同研究の副産物としてみだされたものであった。以下に、いかにしてこの共同研究がとりおこなわれたのかを記しておくことにしよう。

筆者は、二〇〇一年に『「所有権」の誕生』（三省堂）という著書をあらわし、所有権、そして入会権発生の社会構造を明らかにした。これは、世界各地での実態調査をふまえてあらわしたものとはいえ、基本的には理論の書であった。これを読んだピシエット氏は、現在、タイ北部国境付近の山岳地に位置する少数民族の村で発生し、森林法違反、国有保安林法違反、国立公園法違反等として有罪判決を受けている一連の事件が、筆者の描く、所有―非所有の中間形態としての入会権と国家法の衝突である、と考えた。後述するように、現在のタイの憲法は「共同体的権利」の保護を謳っている。ながらく続いている入会権は、この共同体的権利の一種としてタイ憲法上の保護を受けるべきなのではあるまいか。このような問題意識のもとに、ピシエット氏は筆者の研究室を訪れた。

そのさい示されたタイ語で書かれた一〇数件のタイの裁判例は、ピシエット氏が要旨を英語で示したかぎりにおいては、たしかに入会権の様相を帯びているものが多かった。ピシエット氏によれば、タイの裁判所は、西洋諸国のみならず日本等の例にも倣おうとする姿勢をもっているという。同じく森林窃盗が争われたわが国の小笠原事件等を彼に説明すると、ピシエット氏は、日本でこの種の入会権がどのような運命をたどったのか、タイ社会に、そし

てタイの裁判官たちに知らしめる必要があるとの意見を述べた。しかしながら、係争地となったタイの山村の状況が入会に該当するか否か、タイの裁判例は具体的に認定しておらず、何よりも前提事実の確定が重要であるという問題があった。この前提事実の確定のために、タイ山村の少数民族の村々を中心とする入会の実態調査が開始されたのである。

入会権の実践的研究として著名なものは、わが国ではなんといつても戒能通孝氏による『小繫事件』⁽⁶⁾であろうし、理論的研究として著名なものは、世界的な反響を呼んだハーディンの「コモングの悲劇」⁽⁷⁾であろう。その『小繫事件』は次のような序文から始まっている。「小繫は盛岡の北五〇キロほどのところにある小部落であり、小繫事件はその部落で起こっている」。「小繫は小さな東北の一部落である。しかしその部落で起こっていることと基本的には同じ性格の問題が、他の場所でもくり返し発生しているのである」⁽⁸⁾。この命題が問題として入会紛争は、多少かたちを変えながらも、日本という地理的枠組みを超えて、タイ等でもくりかえしみられる普遍的なものであることを、われわれはタイの貧しい山村での調査を通じて、いやというほど悟ることになった。

われわれ二名が弁護士ピリヤ氏⁽⁹⁾、ピシエツト氏の助手のニルボンさんとともに訪れ、ヒアリング調査を実施したのは、チェンマイ市から数十キロないし百キロほど離れたファイ・イーカーン村（カレン族）、メージェー村（モン族）、メーオンナイ村（カレン族）の三村であった。それぞれ山間に所在し、森林地帯で農業を営んでいる村である。そこでの村人たちの焼畑農耕ないし森林伐採が入会に該当するか否かが問題となるが、その点の詳細は、第四章以下の調査報告書に譲ることにする（第四章から第六章までの三つの村についての調査報告書は、「ケーススタディ」に徹した。ただし、それぞれのケースについての事実を紹介するさい、状況描写をしたほうが問題を理解しやすくと考えた点については、状況描写に踏み込んだ叙述をすることにした。その理由については注⁽⁵⁾に譲るが、客観

叙述に徹する學術報告の域を若干超えたルポルタージュ的部分については、活字の組み方を変え、客観叙述と區別してあることをあらかじめお断りしておきたい。

この三村を選んだ理由について一言しておこう。山岳少数民族を含め、タイでは、保安林の伐採、国立公園地域での伐採行為や農耕が刑事犯として問題になることがかなり多い。これは後述するように保安林や国立公園の制度が定められたのが一九六〇年代以降のことであり、その地で伝統的な暮らしを守ってきた山岳少数民族等にとって、法が後発的に彼らの居住地域に乱入してきたという側面もあるからである。

それはともかく、タイでは、判例集は最高裁判所判決については公刊されているものの、下級審裁判所判決については公刊されていない。前述した刑事事件は、現段階ではすべて下級審裁判所で争われており、情報収集には困難がともなう。そこで、ピシエツト氏は、少数民族の入会権の問題を数多く取り扱っている弁護士のパリヤ氏から同氏が取り扱った一四件の裁判例を収集したうえで、それらの裁判例を英語で要約した。それをもとに、ピシエツト氏と筆者が討論のうえ、入会権としての性格が比較的はつきりしている、その他の事情から調査対象として適当と思われる三件を選定し、それらの事件が発生した三つの村を今回の現地調査の対象としたものである。

今回発表する日本の読者向けのこの原稿の中心的なテーマは、一に記した「所有権論」等にある。しかしピシエツト氏にとつての研究の動機は、保安林制度や国立公園制度等の後発的な法律制度設定によって、これまでの伝統的な生活を脅かされている山岳少数民族の権利をタイ憲法四六条によって保護を与えることはできないかということにあった。いわば、今回のタイ北部山村での実態調査は、筆者の理論的な所有権・入会権研究とピシエツト氏の実践的目的との二兎を追ったものであった。このような経緯のもとで、本稿でも実践的問題がときに影をみせるであろうことをお断りしておきたい。

三 タイ憲法四六条の「伝統的共同体の権利」

まず、さきに言及した一九九七年タイ憲法四六条の内容を紹介しておこう。「伝統的な共同体（コミュニティ）としての集団を形成している人々は、彼らの共同体並びに国家の、慣習、その地で知られていること、技芸、またはよき文化を保護ないし再興する権利を有し、また、法律に規定されたところに従い、永続的かつ均衡のとれた方法で、その環境と自然のたまものである資源の管理、維持、保護、利用に関与しなければならぬ」¹⁰⁰。少数民族は、彼らの行った樹木伐採行為や耕作が森林法違反、国立公園法違反等を理由に起訴された場合に、それは彼らのコミュニティの慣習ないし文化にそくした行為にすぎないと主張し、この四六条を根拠として憲法上の保護を訴えることになる。

ただ、四六条は「法律に規定されたところに従い」として、法律が具体的に詳細を規定することを予定しているが、このような法律は現在までのところ制定されていない。

また、裁判においてタイ憲法四六条による保護が主張されることは多いが、最高裁判所はもちろんのこと、下級審裁判所においても、この点についての判示がなされたことはなく、タイの裁判所は現在までのところタイ憲法四六条にかんして沈黙を守ったままである。

四 防御に用いられるタイ憲法四六条と、攻撃に用いられるタイ憲法四六条

(ア) 入会権と「共同体的権利」

以上に述べたように、タイの裁判所は憲法四六条の問題にかんし非常に慎重な態度をとっている。その背景には、タイ社会において、憲法四六条が非常にセンシティブな問題となっているという事情がある。

現在のタイでは、第二章に述べるように、森林の相当部分が国有化されている。それに対し、タイ族、少数民族を問わず、村落住民が、自分たちが森林やそこから生ずる自然産物を管理する権利を有すべきであると考え、憲法四六条を根拠にコミュニティの権利としてそれを主張することが多々みうけられる。そのさい、コミュニティの権利が、入会権(英語でいう commons、タイ語でいう ナームー [Tha muu、直訳は「グループの田」])として主張されることが多い。

ただ、ここで主張される入会権にも、二つのタイプのものがある。一つは、古くからの伝統をもつ慣習的な入会権である。第二は、近時、入会権として認められるように新たにルールを自分たちで定め、権利主張がはじめられた新しい入会権である。このような入会権となる入会林であることを主張するために、共同体的森林(コミュニティ・フォレスト)という言葉が用いられることが多いが、この言葉自体タイでは近時使われはじめたものである。⁽¹⁾

右に述べた古くからの慣習的な入会権と新しい入会権とが明確に区別できることもあるが、二つの要素が混然としている場合もある。後に第六章で述べる村の例のように、古くからある村の入会でも――推測となるが、それを政府に認めさせようとする意図があるのか――、新たに村での委員会等を組織し、入会的利用についての規制ルールを定めているのではないかと思われる例も存在するからである。

いずれにしても、入会権の主張は、相手方（右の例にかんするかぎりは国）の土地ないし森林所有権を承認したうえで、そこへの立入りおよび入会的利用の権利を主張するものとどまっている。慣習的な入会権の主張は、憲法四六条を根拠に、国は保安林制度や国立公園制度を定めることによって従来から存在しているこの種の権利を奪うべきではない、という防御的な主張である。これに対し、新しい入会権の主張は、国有林その他につき、新たに村落住民に入会的利用を認めるよう主張するものであり、このかぎりでは、憲法四六条を根拠とした新権利設定という、一定程度、攻撃的な性格を帯びる主張となっている。この点で、両者は、同じく入会権を憲法上の「共同体的権利」として主張するものではあっても、性格を異にしていることに注意しなければならない。

しかし、一定の攻撃的な性格を帯びる新しい入会権の主張も、国等の土地ないし森林所有権を否定しようとするものではなく、その攻撃性もラディカルとはいえず、微温的なものにすぎない。

（イ）無産農民の集团的土地占拠運動と「共同体的権利」

これに対し、タイでは、国、地主等が保有している遊休地を無産農民が集团的に占拠、耕作し、自分たちのものにしよとする運動がタイ北部を中心に繰り広げられている。この運動を中心に推進している北部農民同盟という農民団体（NFA, Northern Farmers Alliance）が発表するところによれば、タイ北部の二三地域⁽¹²⁾において、三七〇〇世帯以上の農民が参加し、約二〇〇〇ヘクタールの土地につきこのような運動が繰り広げられている。この運動は、過去三〇年にわたるといわれているが、農民の社会運動として明確かつ大きな運動となったのは、一九九七年以来のことである。⁽¹⁴⁾

ここでは、占拠農民は、その土地が使用されていない以上、所有者は存在していない、と主張している。⁽¹⁵⁾それは

ともかく、一部の村においては、農民は、遊休地についての「土地使用権」を主張し、かつ「共同体による土地管理」を主張している。ここでは、土地は、共同体のもの (communal land) とされたうえで、使用権を個人に割り当てるといふ方式がとられている。⁽⁶⁶⁾

このような共同体の土地 (communal land) では、前段に述べた個人使用権の共同体的管理のみならず、村人が共同体の土地で牛、水牛等を放牧する、また、燃料用の新材等を採集する等、入会的な利用がなされている。このような「共同体の土地」という制度設計は、二〇〇三年八月の調査時点では憲法四六条の「共同体的権利」を根拠として主張されてはならず、憲法論としては萌芽的な状況にある。⁽⁶⁷⁾

なお、このような農民による土地の占拠は、土地の不法占拠であり犯罪を構成するとして、二〇〇三年八月はじめに七三人の農民が勾留された。この一連の農民運動は、近年タイ社会で大きな社会問題となっていたが、この勾留事件によって、さらに大きな注目を集めるに至った。勾留直後に行われた本調査の時点では、タイでは政府も收拾のために乗りださざるをえない大きな社会問題となっており、近い将来この一連の問題になんらかの変化がおこる、ないしは決着がつくことも予想される状況にある。⁽⁶⁸⁾

(ウ) タイ憲法四六条の「共同体的権利」の三種の性格

この一連の運動は、土地なし農民による一種のスクウォッターリングが社会運動の形態をとったものであると評価できるであろう。それはともかく、この共同体の土地という考え方がさきざき憲法四六条を根拠に主張されるとすれば、遊休地所有者 (あるいは国) の土地所有権を否定する攻撃的なかたちで「共同体的権利」が主張されることになる。

以上を総合してみると、タイ憲法四六条の「共同体的権利」は、伝統的入会権にかんしては防衛的な機能を果たしうるが、新しい入会権にかんしては徹底的な攻撃性をもち、無産農民の集団的土地占拠にかんしてはラディカルな攻撃性を有する可能性をもつことがわかるであろう。

このようなデリケートな状況のなかで、タイの裁判所は、憲法四六条にかんし沈黙を守り続けているのである。しかし、ここで、法解釈的な議論を若干展開すれば、タイ憲法四六条は、「伝統的な共同体(コミュニティ)」としての集団を形成している人々」と謳っているので、入会集団による伝統的な入会権がこれに該当することはほぼ問題ないように思われる(新しい入会権と、無産農民による集団的土地占拠については、「伝統性」に欠けるところがあるので、タイ憲法四六条の問題にはなりにくいであろう)。ただ、伝統的入会権についても、伝統的入会集団としての山岳少数民族の村が森林等の「資源の管理、維持、保護、利用に関与しなければならぬ」としても、それは「法律の定めるところに従い」なされなくてはならず、その「法律」が制定されていないことが一つの弱点となろう。また、このような伝統的入会集団としての山岳少数民族の村が、共同体の「慣習、よき文化等」を保護しないし再興する権利を有し¹⁾ているとしても、タイ憲法四六条の文言上、国家の「慣習、よき文化等」も同様に保護されるので、共同体と国家の慣習・文化が矛盾、衝突したときに、いずれが優越するかが定められていないことが、第二の弱点となる。第四²⁾章以下で、具体的事件とその背景にある村落の入会状況について叙述するが、以上に述べたような問題を念頭に置いたうえで読み進む必要があることをお断りしておきたい。

(工) タイにおける農民運動の一般的社会的背景

本論文では第四章以下で、タイの山岳少数民族の「所有」と国家法の衝突が描かれるし、(イ)では無産農民の集団的土地占拠運動にふれた。ただこのような具体的問題を考える場合には、この種の問題が、タイ社会のなかでどのような歴史的経緯のもとにあるかをあらかじめ把握しておくことが必要であろう。

タイ土地法の歴史的展開の一般論は他の文献に譲るとしても、このような観点からは、以下のような社会的背景を意識しておく必要がある。「タイ(東南アジア大陸部一般)では無主の森林を開墾(チャップ・チョーン)して三年間に耕地とすれば所有地となるという慣習が古来続いてきた。従ってこの慣習的権利によれば、農民の『無断耕作』は合法的行為であった。ところが、一九三〇年代から、森林資源保護、国土保全のため『無主』の土地の国有観念が定着し、チャップ・チョーンは制限され、代わって国の指定した入植地域にのみ、国が許可、決定した入植者を入植させる方式が生み出された(一九三〇年チェンマイにはじめて土地入植指定地が誕生)。これにともしない指定入植地以外の森林の開墾は、文字通り『無断耕作』で不法行為とされた。しかし現実に、国有地管理の必要性が切実となったのは戦後、とりわけ一九五〇年代後半以降のことである」といわれている⁽⁴⁾。

過去を振り返れば、タイ中部の農業は、一九世紀半ばからの「デルタ荒蕪地の開発によって発展した」。しかし、一九世紀後半になると、「デルタの開発が進み、帰属不明地をめぐって農民同士のあるいは農民と有力者の土地争いが激しくなった。一八九〇年代に近代的土地所有権導入が試みられ、一九〇一年、アユタヤにおける地券交付が始まった。これにより土地争いがやみ、耕作者は耕作意欲を高めることになった」。このようななかで行われた一般の農民の入植はつましいものであった。「どの辺に無主の水田適地があるのか」といった情報は官僚・地方首長層と接している村役やボス農民がもつともよくつかんでいた。時代が下って、二〇世紀の半ばになると、「デルタの

水田開発が飽和状態に達し」、傾斜地、丘陵地の占有・開墾が行われた。「これらの荒蕪地を開墾し、私有地とする（チャップ・チョーン）ことは慣習によって認められた権利であった」⁽²¹⁾。

「タイ国における土地無農の存在が初めて注目されたのは一九三〇年代である。一九三〇／三一年に行われたアメリカの著名な農村社会学者カール・ジンマーマン(Carle C. Zimmerman)の調査報告(Siam: Rural Economic Survey)によれば、土地無世帯の割合は、中部三六・〇%、北部二七・四%、南部一四・五%、東北部一八・〇%である」⁽²²⁾。また、土地改革局は一九八一年にタイ中部と北部の土地無所有の問題について調査を行っている⁽²³⁾。

このような農民の土地をめぐる抵抗運動には、種々のタイプがあるが、「ここでは未耕森林地耕作と農民運動の関係についてふれてみたい。東北のシーサケート県パーン・パクドーンにおいて一九七五年の四月から五月にかけて保全林の不法占拠をめくり、土地を実力行使により不法占拠した農民と、それを排除しようとする森林局とが衝突し、農民を支援する学生と森林局を支持する右翼勢力もからみあって、連日新聞を賑わすという事件が発生した。また同じ東北タイのウドーン県ファイルアン入植地ではすでに数年にわたり、国有入植指定地の入植決定者とそれ以前の『無断耕作者』との土地争いが続いている。以上は一例であるが、このような未耕森林の開墾地の権利をめぐる国家对農民（時には農民同志）の係争事件が、近年目だつてふえている」⁽²⁴⁾。この背景には、伝統的にはチャップ・チョーンという慣習的権利によって合法的であった開墾が、前述した無主の土地の国有観念によって違法とされるようになったことがある⁽²⁵⁾。

タイ東北地方で起こったことと類似の状況が、タイ北部の山岳少数民族についても起こった。「一九六七年から六八年にかけて、チェンライ、ピッサヌローク、ベツチャブーン、ルーイなど北部山地でメオ（苗）族の武装反乱が遼原の如く展開したことがあった。このメオ族の反乱ではもちろん、共産党の支援、指導がある段階から始

まっだが、もともと焼畑耕作地帯の土地をめぐる特殊な農民戦争であった。一九六〇年代の工業開発は平地農民の未耕森林地を求めての山住み化、森林資源確保や国土保全のための国有保全林指定地域の拡大、管理強化などをもたらした。この結果、地力回復の休耕のため広大な面積を必要とする焼畑耕作の土地は狭められ、焼畑耕作の生態系破壊の危機が起きた。山地の焼畑耕作（移動耕作）に依存する少数民族の生存がこのようにして脅やかされた結果、少数民族が「たあが」ったのである。²⁴

結局のところ、「農民の土地をめぐる抵抗運動は、焼畑耕作地、森林開墾地のように国家を直接相手とするものから、平地の水田地のように地主を相手とするものまで種々のタイプがある」。²⁵ さきに紹介した北部農民同盟が推進している無産農民の集団的土地占拠運動も、第四章以下で紹介する山岳少数民族が直面した事件も、このような枠組みのもとで理解される必要がある。

第二章 タイにおける国家の森林政策とコミュニティの反応

一 日本との対比

日本においては、明治六年（一八七三年）から開始された地租改正、山林原野官民有区分の実施によって、民有地でない土地は官有地とされるにいたった。そのさい、当時の住民が、耕作等を行うことはないが、燃料用の雑木、糧秣用の草木等の自然産物の採集のみを行っていた山林原野、いわゆる入会地は、民有地とされることも官有地とされることもあった。また、民有地とされたもののなかにも、自然産物の採集を行っていた入会集団名義（村落名

義）、入会集団構成員の連名で地券が発行されたものもあったが、神社、寺院名義、村の有力者名義で地券が発行されたものも少なくなかった。自己名義の地券発行は、そのまま地租負担者となることを意味するので、入会地につき名義人になることを避けようとする者も少なくなかったのである。そのため、後にいって、官有地、あるいは入会集団ないしその構成員の連名以外の名義となった民有地につき、入会慣行を維持しうるか否かをめぐって各地で入会紛争が多発した。入会権の解体以前の日本の入会権の歴史を一口で語れば、以上のようになる。

二 タイの森林法制

一に述べた日本の歴史と類似の歴史がタイでも繰り返された。基本的には、民有地でない山林原野は国有とされ、そのなかに入会地も含まれていたのである。

タイの森林をめぐる最初の法律は、一八九六年に布告された「森林保護法」、そしてそれを受けつぎ、一九四一年に制定された「森林法」である。この法律により、森林であろうと、木の生えていない原野であろうと、所有者のない土地は「国有林」として国家によって所有されることとなった（日本の「山林原野官民有区分」に対応する政策が実行されたことになる）。現在では、「土地法典」上の土地登記がなされていない土地は、すべて国有とされる。

タイにおける森林法制の第二段階は、一九六〇年から制定されはじめた種々の法律による住民の森林利用規制である。

一九六〇年には——現在ではすでに廃止された——「野生生物保護法」が制定された。この法律によって、一定

の土地においては、動植物、魚介類の捕獲が禁じられた(現実には、狩猟、漁獲は取り締まりの対象となったが、キノコ類の採集等は事実上見逃されていた)。ついで一九六一年には「国立公園法」³²⁾が制定され、国立公園内ではすべてのものの採集が禁止された。

一九六四年には「国有保安林法」³³⁾が制定され、国有保安林宣言が実施された。この法律の内容は、年代によって二段階に分かれる。当初は私企業に対する立木伐採の許可を有償で与えることにより、国家の歳入確保の一部に森林を利用する施策が採用された。このような施策は、一九八九年の森林法および国立公園法の改正にともなうて放棄され、これ以後森林の商業伐採はすべて禁止され、国有保安林の目的は自然林保護に転じた。一九八九年以降は、タイは木材をミャンマーやラオスから輸入しており、森林は基本的に伐採の対象とはなっていない。ただ一部に村人たちによる違法伐採、賄賂をとった役人による違法伐採の見逃しがあるにとどまっている。

さらに一九九二年には、「森林植栽法」³⁴⁾が制定され、私企業に商業目的の森林植栽が許可されるようになった。その結果、現在では森林は、営業林 (Economic Forest)、保安林 (Reserved Forest) 等、いくつもの種類を含むものになっている。³⁵⁾

三 コミュニティからの森林利用の要請

以上のような現在の森林法制に対し、地方にある多くのコミュニティは、売却等の商業目的を含まない、自己消費目的の森林利用は許されるべきであると主張している。現行法のもとでは、保安林であれば非樹木森林産物の採集は許されるが、樹木伐採は許されない。国立公園内であれば採集行為は何ひとつ許されない。このような法制に

対し、多くのコミュニティは、キノコ類の採集や、結婚にともなう新家庭の家屋新築のための樹木伐採等は、これらの地区においても許されてしかるべきであると主張している。

これに対し、国家は、このようなコミュニティより国家の方が森林やそこからもたらされる自然産物をよりよく保護しうる、との前提で種々の施策を展開している。

法的には、地方にある多くのコミュニティの住民は、三五頁に紹介した憲法四六条が個々のコミュニティが入会林をもつ権利を保護している、と考えている。しかし、国、とりわけ農業省森林局はそのような考え方を認めていない。

第三章 タイ北部の山岳民族

一般に、「大陸部東南アジアは、焼畑を生業とし、固有の精霊信仰と儀礼体系に特徴づけられる山地社会と、水田耕作を行なう仏教徒の平地社会とに大別されてきた」といわれている。問題の背景をよりひろくとらえるために、本稿の分析対象となるタイの山岳民族の置かれた状況を多少一般的に紹介しておこう（本章の以下の紹介は、主として古家論稿⁵⁷⁾、綾部論稿⁵⁸⁾、馬場論稿⁵⁹⁾による）。

タイは、大きく中部、東北部、北部、南部の四つの地域に分けられている。このタイ北部の平地部にはタイ人を中心とする平地民が居住しているのに対し、山岳部にはタイ語以外の言語を話し焼畑耕作による陸稲栽培を中心とする生業を営む山地民が居住している。この山地民は「山の民」を意味するチャオ・カオ (Chao Khao) と呼ばれている。タイ政府はこれらの山地民を、行政上九つの民族集団——カレン (Karen) / モン (Hmong) / ミエン (Mien) / リス (Lisu) / アカ (Aka) / ランロー (Lahu) / ルア (Lua) / テイン (H'tin) / カムー (Khmu) —— に分

類している（モン族はメオ〔Mao〕族、苗族と、ミエン族はヤオ〔Yao〕族と呼ばれることもある）。九つの民族集団のうちの最後の三民族集団は時代を特定できないほど長くタイ北部に居住しており、カレン族は一八世紀後半よりビルマからの移住を開始しているが、それ以外の山岳民族は一九世紀の末から二〇世紀の初頭にかけて移住してきたものである。彼らの多くは、中国南西部で漢族との戦いに敗れるか圧迫を受けて、南下し、ビルマやラオスを経て、タイの北端に移住してきた。これらの山岳民族の全人口は五五万人あまりで、そのうちの約半数がカレン族である。

このタイの山岳民族社会では、特定の人物へと権力が収斂されることがない平等主義的な政治体系が一般的であった。これは、高地ビルマにおいて平地民が階層・専制的な政治体系をとっていたのに対し、山地民が階級を否定する平等主義的な政治体系をとってきたものと基本的には呼応するものである。⁽⁴⁰⁾

タイ中央政府は、これらの山岳民族に長らく関心を示してこなかった。しかし、一九五五年にタイ政府は山岳民族の定住化プロジェクト施行に踏み出し、山岳民族に積極的な関心を示すに至った。その背景には、三つの問題があった。その第一は、ケシ栽培禁止の問題である。この地域は、いわゆるゴールデントライアングルと呼ばれるアヘンの産地であったが、麻薬撲滅の国内的・国際的圧力の前に、一九五八年にタイ政府はケシ栽培禁止令をだした。第二は、国防上の問題であった。東西冷戦構造の中でタイ北部山岳地域は共産主義社会との境界領域となった。そのために、後に述べる（頁一一九頁）共産主義対策がとられることになった。現実には、一九六七年には「赤モン戦争」と呼ばれるモン族の武装蜂起が共産主義の影響下のもとの地で起きている。⁽⁴¹⁾ 第三は、山岳民族が生業としている焼畑耕作による森林破壊の防止の問題であった。⁽⁴²⁾

第二章で述べたタイ政府の森林政策は、このような一般的背景のもとで展開されたものであった。ここでは、連

法なケシ栽培や焼畑耕作から定住農法への転換が奨励されたのである。また、前段に述べた政治的状況は、タイ政府による山岳民族に対する仏教普及政策をも生みだすことともなったが、その点は後の叙述に譲る（以下二一九頁）。

第四章 カレン族の村の入会と森林伐採有罪事件（第一事件）

一 事件の概要

事件番号…仏曆二五四一年五七三六事件
判決番号…仏曆二五四四年第三八六〇号事件

判決年月日…仏曆二五四四年七月二六日

チエンマイ県裁判所

刑事

公訴人…チエンマイ県検察

被告人…〇〇〇〇

森林法違反事件

仏曆二五四一年（一九九八）年十一月二八日夜、カレン族の成年男子である被告人は、製材統制区域内で、禁制対象である松の製材板一三四片、〇・五七九立方メートル（森林法第四八条一項では、〇・三三〇立方メートルを超え

る製材を所持する場合には、許可が必要であるを許可なく所持しているとして、森林保安隊員により逮捕され、警察に連行された。檢察は、森林法四条、五条、七条、四八条、七三条、七四条、七四条の一、刑法八三条違反により起訴した。

被告人は否認した。

二 檢察官の主張

タイの森林法は、全国すべての県において松の伐採、製材を禁止している。これは農業省によって官報に掲載済みであり、その官報はすべての郡、地方自治体に送付されている。したがって、被告人はこの禁止を知悉していたはずである。

被告人の松板の所持は、官公署の許可を得たものでもなく、法のいかなる免責自由にも該当しない。

三 被告人の主張

被告人は無罪を申し立てた。その理由は次の三点であった。

第一に、松の伐採、製材の禁止が、官報に掲載され、すべての郡、地方自治体に送付されたとしても、それは被告人○○○○の知るところとはならなかった。なぜなら、被告人○○○○は、タイ北部に居住する山岳民族であるカレン族の一員であり、タイ語を話すことも聞くこともほとんどできない。まして、読み書きはまったく不能であ

る。官公署員ないし村長が、かかる禁止を被告人に知らせることもなかった。

第二に、所持していた松板は被告人○○○○のものではなく、同じくカレン族である被告人の甥○○○○のものである。カレン族の伝統的慣習によれば、部族の居住地域は部族の共有物であつて、個々人ではなく部族メンバー全員のものである。タイ北部の山岳民族の世界では、このような共有地は通常は入会地 (naa muu) と呼ばれている。それは、伝統的には部族の委員会によって管理されてきた。部族の委員会は、部族の入会地のどの箇所にと家族が家屋を建築しうるかを許可する権限を伝統的に保有している。また、部族の委員会は、どのような場合にどの家族がどのよう自然産物（たとえば松材）を使用してよいかを許可する制度を伝統的に保有している。また、カレン族の伝統的慣習では、息子は、婚姻にさいし、自己の家屋を新築し、両親から独立すべきものとされている。⁴⁰

一九九六年に、部族の委員会は、家の新築のために松を伐採、製材したいという被告人の甥○○○○の要請に許可を与えた。なお、かかる要請、許可は双方とも書面によるものではない。なぜなら、このような問題は書面によらないのが部族の伝統だからである。以上の事実関係からは、被告人の行為は入会権にもとづくものであり、この入会権は一九九七年タイ憲法の「伝統的共同体的権利」として憲法的保護をうけるものである。よつて被告人は無罪である。

第三に、被告人は、甥○○○○の松の伐採、製材がカレン族の慣習法上正当であるがゆえに、甥○○○○のため被告人所有の日本製のトラックで松板を運搬することに同意したものである。被告人による松板の所持は、甥○○○○のためのものであり、被告人自身のためのものではない。したがつて、被告人の行為は故意犯罪を構成するものではない。「筆者注：被告人の主張のうち、第三点の故意不成立の主張は、論理の運びがきわめて曖昧であるが、現実に主張されたものを、そのまま紹介した。」

四 判決

被告人の主張のうち、法令の不知については、すでに官報に掲載されており、また一般民衆にすでに公示され、知悉されているので、その主張は認められない。他の、許可なく製材を所持することの問題性については、被告人が所持していたことは事実であり、またその製材が甥のものであることも事実であり、それは被告人も認めることである。問題は被告人が甥の製材済み木材所持を幫助したことであり、被告人は甥が許可なく製材済み木材を所持することを幫助した第二当事者 (secondary party) である。したがって、被告人は、森林法四八条一項、七三条一項、刑法四三条、四六条に違反しており、有罪である。量刑は、本来、懲役八ヶ月および罰金六〇〇〇バーツであるところ、自白減刑により、懲役六ヶ月および罰金四五〇〇バーツとし、執行猶予二年の刑に処す。

五 元被告人、村長からのヒアリング

(ア) 村の概観

(i) 人口等

事件が発生し、元被告人が居住するのは、チエンマイ県メーワン郡メーウイン区ホーイ・イトカーン村である。⁽¹⁰⁾ 村人は全員カレン族⁽¹¹⁾の集落であるが、同時にこれは行政村にもなっている。

村は、人口四五〇人弱、九〇世帯からなる。一夫一婦制であり、核家族の世帯が多いが、女性末子同居の伝統があるため、子供のうち最年少女性が親を扶養し、この場合は三世帯同居となる。⁽¹²⁾

(ii) 歴史

この部落がいつ頃から現在の箇所に定住するに至ったのかは、はっきりしない⁽⁹⁾。後述するヒアリング調査に感じてくれた五人のメンバーのうち、最年長は五四歳、次の者が四五歳であったが、彼らの出生以前からここに定住しており、彼らが親の世代から聞いていいることから考えると、一〇〇年はたっているのではないかと、というのが彼らの言である。また、部族の言い伝えでは、三〇〇年位前から、この部族はこの近辺を移動してまわっていた、といわれていることである。なお、村人たちは、タコセ (Takose) と呼ばれるカレン族共通の祖先を有すると考えている。そして、そのタコセは、考えられないほど古い時代に存在したという。

(iii) 政治・経済・宗教

村の政治的リーダーは村長である。村長を選ぶのは村人であるが、村長の任命は政府によって行われる (村長の給与は政府によって支払われる)。村長の任期は五年である⁽⁵⁾。

産業は焼畑農業が中核である。また、宗教も重要であるが、この二点は項を改めて (ウ) と (エ) で述べることにする。

(iv) 言語

カレン族は、言語としてはカレン語を話す。この部落の女性、老人はカレン語のみを話し、タイ語を通常解さない。壮年男性はタイ語を話せる者が約半数、読める者は二割以下である。タイ語の理解に性差がある理由は、この部族の文化として、女性は家の中におり、男性が外に行き、外部とのコミュニケーションは男性が独占しているからである (↓注(54)参照)。

(v) 生活

生活状況をみると、貧富の差はかなりある。家は高床式で、床下は空洞である（床下でブタ、ニワトリ、アヒル等を飼育している家も珍しくない）。これらの家を見ると、木材で家の骨組みをつくりあげたあと、茅ぶき屋根、壁は竹囲い、床も竹ぶきのものがもつとも多い。竹で家屋を建築するのはカレン族の伝統である。しかし、タイ族の家屋建築様式の影響をうけ、壁を板囲いに行っているものも一部ある。建築費用は板囲いの家屋のほうが高くつく。これらの家屋のほとんどは、日本語の語感でいうと、表現は悪いが、居住用に作られた非常に大きな小屋という感じが強い。⁽⁶⁾しかし、ごく少数ながら、壁がすきまなく板囲いされたうえで茶の塗装がぬられた、窓付きの家もある——日本での立派な別荘とまではいいかねるものの、コテージ風の外観である。きわめつきは、一軒だけであるが、しつこい塗りのしつかりした家もあった。立派な家だとほめたところ、「ただ、この家は借金も多い」との村人のコメントがあった。

村には電気がきている。しかし、電気代が高いので、九〇世帯のうち二〇世帯は電気を使用していない。すべて中古車であるが、村には二〇台の自動車がある。ただ、日本なら、年代的にスクラップにされるであろうと思われるものが主流である。ちなみに、自動車はすべて日本製である（トヨタ一五台、マツダ四台、いすず一台）。電話線もひかれており、公衆電話も一台あるが、なぜか電話ボックスだけで中の電話等はとりざられている。

昔ながらの伝統的な生活もいたるところで見られる。観光用ではなく（この村は観光客の来るところではない）、自己使用目的での糸車をまわした糸つむぎ、手動でのた織り、足ぶみ式のきねと石臼を使った米つき等がある。女性のまきわり（女性専用の仕事か否かは定かでない）、服をきたままで肌をみせない、たらいを使った湯あみ、等の光景もみられる。また、各戸の戸口には、うなぎ等を捕獲する竹であんだ魚籠がかけてある。

(vi) 交通、地勢等

この村は、チェンマイから西南、五〇〜六〇キロほどのところに位置する。自動車で二時間弱、道路はアスファルト舗装で、村の入口少し手前から石畳み舗装となり、道には恵まれている。しかし、チェンマイから小一時間走ったあたりから、保安林となっており、村は基本的には森の中、山の中に位置している。道路が舗装されてはいても、途中、道路と並行して流れる川にはつり橋がかけられており、途中に点在する少数民族の村々とあわせ、舗装道路に代表される近代と、発展開始以前との感がある世界が混在している。途中で道路に並行していた川では、数十年前までは竹いかだでの川下りが行われていたとのもので、現在ではそれが主として観光用の呼びものとして利用されており、その近くで行われているエレファント・ライディングとともに、外国人観光客等の人気を呼んでいる。

(イ) ヒアリングの状況

ヒアリングの目的は、前述した訴訟事件において、元被告人居住の村で、元被告人が主張するような入会権が成立していたのか否か、かりに入会権が成立していたとしたら、それによって元被告人の行動が正当化されるのか否かを調査することにあつた。その点を中心として、以下に現地でのヒアリング調査の結果を記すことにしよう。ヒアリング調査は、二〇〇三年八月一七日に実施された。ヒアリングにに応じてくれたのは五名であり、この五名は村のリーダーないし元被告人との親しさ(必ずしも現代日本的な意味での親族関係を意味しない)から、われわれの調査に応じてくれた模様である。元被告人パパ(「正しい」の意)さん、元被告人の甥のジェクワ(「白い銀」の意)さん、村長のパティゲ(「賢い」の意)さんの他、村人二名がその五名であつた(注②に述べたように、研究者以外の事件関係者、ヒアリング対象者については仮名を用いている)。なお、ヒアリングは、基本的に、この五名、

弁護士のパリヤ氏、ピシエツト氏、ニルボンさん、加藤の九名でとりおこなわれた。

実は、(ア)に述べた「村の概観」も、自分で観察したもののはかは、ヒアリング調査の結果を記したものである。訴訟事件との関係が深い入会については、(ウ)以下で述べるが、その前に、ここでヒアリングの雰囲気若干ルポルターージュ風に伝えておこう。

村に入り、車を駐車すると、弁護士のパリヤさんの案内で村の集落の曲がりくねった小径を歩く。パリヤさんは、挨拶をした黒いシャツをきた中年男性に「ダブル(Doub. Bleu)」といいながら握手をする(握手は西洋から導入されたものではなく、ダブルといいながらの握手は、彼らの初対面の挨拶である)。その男性の案内で、四、五段の竹のはしごをのぼって、高床式のカレン族の家に入る。床は竹でできており、黒ずんでいる。

その上に竹と草で編んだ清潔そうなゴザをひいて、われわれにすすめてくれる。この清潔そうなゴザは来客用なのであろうか。収穫物のバナナとなしをごちそうにだしてくれる。男性の写真を撮ろうとすると、それが正装なのか、赤い民族衣装を着ようとする。その衣装の隣にあった赤い衣装を指さし、それを自分ができるから一緒に写真を撮ろうと私がいい、ピシエツトさんがそれをタイ語に訳すと、まわりの村人たちが皆笑いだし、一挙に座がなごんだ。寄ってきた子供をだきながら、なしとバナナをいただく。床下にはアヒルとニワトリが歩きまわっている。

座がくだけたところでヒアリングをはじめ。最初の黒服の男性が元被告人となったパパさんであった。現在五四歳。逮捕された当時は郡議会の議員をつとめていたという。責任感をもたざるをえない仕事をしていた人特有の上品な雰囲気顔全体にただよっている。二一歳で結婚し、子供が七人いる。子だくさんなので貧乏

だと自らのたまう。家を見ると、床は竹ぶきで壁も竹囲い、とくにひどくもないが、失礼ながら上等の部類にも入らない。事件のさい、一三四片の松板および松板積載の日本製ビックアップ・トラックは警察に没収され、それきりだとのことである。ヒアリングに中心になって回答してくれたのは、このパパさんであった。

ヒアリングは、われわれの質問に、パパさん、あるいは他の誰かが回答し、他の村人も同じ意見のときには次の質問へと話がすすみ、村人の誰かが最初の回答に疑問ないし異議をもつときには村人どうしで話し合ったうえで再度回答するという形式ですすんだ。したがって、(ア)および(ウ)以下に述べるこの調査の結果は、村人全員の総意とはいえないまでも、この五人の総意とはいえるであろう。

パパさんの次に質問によく答えてくれた、あるいは最初のパパさんの回答に疑問ないし異議を唱えることが多かったのは村長のパティゲさんであった。四五歳の精悍ながつしりした体躯の男性である。この二人を中心に五人に対するヒアリングがすすんだ。その内容は別途記すこととして、ヒアリングでの雰囲気は和気あいあいとしたものであった。最後には、恐縮したことに、われわれ四人とわれわれの車の運転手さんに、ビニール袋につつんだ七つずつのなしがおみやげとして渡された。

その最後の段階で、前から気になっていたことを私は尋ねた。「この席にいるのは全員男性ですし、途中この場のぞきに来た子供たちも全員男の子でした。年齢にかかわりなく、女性がこのような席にくるのはよくないことですか」。それに対する男性村人たちの答えは、「いえ、よくないことだということはありません。ただ、女性たちは恥ずかしくてこないだけです。村の全体集会（日本風にいえば寄合い）では、女性たちは男性に劣らず発言しますよ（笑い）」というものであった。

ただ、注④に述べたカレン族の女性の行動様式からすると、タイ人のみならず外国人との接触を女性が避けるのは自然なようにも思われる。それを、女性の恥ずかしさと述べたこの男性村人たちの発言が、われわれに對する失礼な返事を避けた遠慮なのか否かはよくわからなかつた。ただ、(ア) (イ) の「言語」について尋ねたさい得た回答の「女性は家の中におり、外部とのコミュニケーションは男性が独占している」ということは、ここでも再度確認されたことになる。

(ウ) 産業としての焼畑と入会——村の概観、再論

(i) 部落の産業

この部落の中心的な産業は水田耕作、焼畑等の畑での耕作、牛、水牛、ブタ、ニワトリの飼育である。水田耕作で稲が栽培されるのは当然であるが、畑の作物は何かと聞くと、かれらは陸稲のほか果物(カキ、スモモ、なし等)をあげた。「どうもろこしは」とこちから聞くと、それは主として動物の飼育用で、ここでは人はあまり食べない、とのことであつた。

(ii) 焼畑

焼畑においては、どこの地域でも、焼畑地を利用した後、しばらく休閒地としておいて地味を回復し、後に再度利用することになる。したがつて、焼畑には循環がみられる。この部落では、かつては一〇か所位の畑を一年一か所利用し、一〇年くらい位かけた焼畑の循環を行つていた。しかし、近時は、五、六か所を五、六年かけて循環している^⑤ので、地味がおとろえてきている、という。

現実に焼畑耕作地を訪れてみる。入口に、牛が入らないよう防止柵が設けてあり、それをのけて中に入る。まず、

正面には昨年の焼畑耕作地、今年は草原状になっている土地が広がる。草を分けながら一〇〇メートルも進むと今年の焼畑地である。黒こげになった一メートル位の木の切り株が数多く並んでいるのが壯観である。この切り株より上の部分は、切り倒され、薪として使われたとのこと。焼かれた一メートルほどの切り株も、一部は焼け死ぬものの、多くは来年芽をだし、再度成長を続けるという。

焼畑地に植えられるのは、陸稲がもつとも多いが、サトウキビ、豆、しょうが、ゴマ等いろいろである。陸稲を中心としながら一〇種類以上の作物が混栽されている。これらの作物は自家消費用であつて、他への売却は予定されていない。この意味では、ここでの焼畑農耕は、自給自足体制の範囲内で行われており、商品経済体制とは無縁である。

これらを焼畑地として使うのは、たいてい前回焼畑地として利用した村人である。しかし、焼畑地としての利用者は特定人が予定されていても、休閑中の草原や林は他の村人が利用することも許される。したがつて、この村の他の住人たちが水牛や牛を休閑中の草原や林で放牧することも珍しくない。しかし、このような利用を、この村の住人以外がすることは認められない。

(iii) 家畜飼育

(i) の部落の産業で述べたように、この部落では、牛、水牛、ブタ、ニワトリ等の家禽類が飼育されている。ブタと家禽類は部落の居住地域で飼育されている。

牛や水牛は、牧場ではないまでも、縄をつけて一定範囲でしか行動できないようにしたうえで、草等を食べさせることもある。それと同時に——この地域一帯の他の村々でも同様であるが——、首に鈴をつけて、牛や水牛を部落の林や保安林で放牧することがひろく認められている。なお、後述するように、牛や水牛は——ブタも同様であ

るが、部落外に売却されることがあり、ここでの現金収入の源である。そして、水牛のほうが牛より肉がおいしいとされ、一般に高く売却される。

(iv) 入会の対象

日本でいう「入会」は、タイ語では前述したようにナームー (naa nuu) と呼ばれるが、カレン語ではターサコ (Tasakoa) と呼ばれる。彼らは「土地はターサコのもの、だれのものでもない」という。

入会、すなわちターサコの対象としては、焼畑用地、ダム(小規模なものである)、防火土手、森があげられる。

(v) 二種の森

森には、利用できる森と利用できない森の二種がある。

第一種の利用できる森では、牛、水牛の放牧、竹の子、キノコの採集、薪とり、樹木の伐採が許される。ここには、村人ならば誰でも入ってよい。しかし、他村の者は入ることができない。

第二種の利用できない森は、樹木伐採をすると、水源保持に支障があるような森につき、利用禁止措置がとられているものである。利用禁止を破る者はいないかと問うと、幽霊のたたりがあるので破らない、とのことであった。利用できない森にかぎらず、この付近一帯には幽霊がいると信じられており、Y字型の木には幽霊が宿る、といわれている。その幽霊が、利用できない森ではたたりをすることになる。

利用できる森について考える前に、少し入会権の一般論を述べておきたい。私見によれば、入会地は、一般に、耕作等の労務投下をしてその成果を独占しようにも、地味が悪いため、私的独占、すなわち私的所有が意味をもたない土地について成立する。しかし、その土地が、雑木、糧稼用の草等の一定の自然産物を生み、自然産物の過大採集が自然産物の再生産のサイクルを妨げる可能性があるときに、入会的な規制が発生する。入会的規制のコスト

が、その土地の自然産物の価値を上回る場合には、その土地は無主物となり、所有権のみならず入会権も観念されない。この意味では、入会権は、土地の私的所有と無主の土地の中間に発生する権利概念である。⁵⁶⁾

日本の入会においては、入会地における自然産物の再生産のサイクルを確保するために、入会団体についての外部的規制と内部的規制の双方があるのが通例であった。外部的規制とは、入会団体メンバー以外に入会地の利用を認めないことである（法的には、「入会権にもとづく物権的妨害排除」という形態をとる）。内部的規制とは、入会林を例にとれば、入会団体メンバーにも、全員に日数をかぎって入会林への立入りを認める、あるいは、道具を制限する（斧の持ち込みを認めず、鉋の持ち込みのみを許すこと）によって、弱小木の伐採しかできないようにする）等の手だてがとられていた。

ところが、この部落の利用できる森についての入会権は、外部的規制としての村人以外の利用禁止はあるが、内部的規制は存在していない。すなわち、村人は、いつでも入会林に立ち入ることができ、どんな大きさの木を伐採するのも自由である、とのことである（なぜ、日本の入会権と差異が生ずるのかについては二一六頁以下で述べる）。

さきに四九頁に紹介した本件訴訟においては、被告人が部族の委員会から樹木伐採の許可を得た旨の、元被告人の主張が述べられていた。この部族の入会権が前段に述べたような内容であれば、甥の住居新築用に松を伐採、利用したのは利用可能な森のほうだったので、別段部族の委員会からの伐採許可はいらなかったはずである。この点を元被告人のババさんにただと、「実は部族の委員会の許可はいらなかった」という。さらにこの点を聞くと、弁護士の子ヤさんが横から口をはさみ、「実は、部族の委員会の許可はいらなかったケースであったが、ババさんがたまたま部族の委員会で伐採するつもりである旨を発言していたので、その『発言』をもっともらしく『許可の申

「請」と裁判所に申し立てた」とのことであった。

(vi) 入会規制組織

入会権が存在するところでは、前述した入会地についての外部的規制、内部的規制をするために、入会規制組織が存在している。日本の入会では、村の寄合い等がそれにあたる。

日本における村の寄合いにあたるものが、この部落における村の全体集会である。⁶⁷村の全体集会の開催回数についてはルールがあるわけではないが、現実には月に一回位の割合で開かれている。集会の場所は後述するお寺のお堂である。

お寺のお堂には百人位入ることが可能であるが、現実には集まるのは五〇〜七〇人位である。出席するのは、男性でも女性でもよい。一世帯から一人が出席するときも、二、三人出席するときもある。ということは、村の全体集会に出席しない世帯もあることを意味する。

九〇の世帯はすべて全体集会への出席権をもっている。日本の入会では、名子制度等の名残で、親方百姓の下に立ち、寄り合いメンバーにはなれない家があった。この部落には、このような隷属的な二級市民的な存在の世帯は存在していない。もちろん、見方によつてはこれを民主的と評することも可能ではあるが、むしろ原始共產主義的な歴史理解のもととなった、狩猟採集社会、焼畑社会等の生産力が低く富の蓄積がなされない社会における平等主義（エガリタリズム）⁶⁸のあらわれと理解すべきかもしれない。

全体集会の議題にはどんなものがあるかという質問に対する回答は、「山火事防止策」であった。焼畑農耕にともない自然発火以外の山火事もありうるから、これが深刻な議題であることは理解できる。しかし、村人からの言及がないので、「焼畑地の村人への割当ては行わないのか」とのこちらからの質問に対し、「それも行う」との返答が

返ってきた。焼畑地の割当ては最重要事項と思われるのに、村人の意識のうえでは全体集会の最重要案件とは思われていないらしいことに考えさせられた。この点は第八章で検討することにする。

なお、村の全体集会の下にはバグア・チュアダケ（Baga Chudake）と呼ばれる七、八つの小委員会が置かれており、その小委員会が村の開発と関係する事項等をいくつかに分化したうえで専門的に取り扱うことになっている。実は、元被告人が、甥の家の新築のための松の伐採につき「発言」したのは、この小委員会においてのことであつた。この小委員会の代表は必ず村の全体集会に出席することになっている。

(vii) 焼畑地の事実的継続使用権能の有無

五七頁に述べたように、焼畑地は多くの場合、焼畑の循環による再利用時には、前の使用者が使用することが予想されている。質問の仕方によつては、前使用者に優先権限がある、という答え方がなされることもある。他方、村の全体集会が焼畑地の割当てをきめる、と明確に発言されることもある。

事実問題としてどうなるかを問うと、「だいたい前と同じになる」と答える。しかし、これには単純な事実上の使用継続という要素を超える側面もみうけられる。それというのは、前使用者が交渉、すなわち合意のうえで、前使用焼畑地の全部、または一部を使用させる——現代風にいえば、譲らないし貸す（以下「処分する」という）——こともあるからである。しかも、その相手は現代的な意味での血縁関係がある者にかぎられない。この部族社会においても、母方を通じた血縁者については親しい感情を有することは多い（注54参照）。しかし、上記のような、処分の相手方としては、親しい感情を持つ血縁者も、他の村人も平等の可能性をもっているとのことである。

また、これらの「処分」は無償で行われ、対価やお礼をとまなうことはない。

以上を総合すると、焼畑地の前使用者は、全体集会の異なる決定がないかぎり、前焼畑地継続使用についての期

待権をもち、その無償譲渡も許されるが、譲渡相手選択の完全な自由はもっていない、という状況がある。ここでは所有権とまではいえないものの、微弱な土地への権利ないし期待権を有してはいる、といえるであろう。

所有権概念発生の基礎は、労務投下の保護にあることは前に述べた。⁽⁵⁹⁾この部族でも、家屋建築という労務投下ともなう居住用地は私有である、と觀念されており、入会の対象とはされていない。しかし、その「居住用地を売る、あるいは居住用地の半分を売ることはないか」という質問に対しては、「住んでいる家族が困るではないか」との回答がなされるだけで、質問自体がピンとこないようであった。近代的所有権は、使用・収益・処分権能を有しているが（民法二〇六条）、ここでは使用権能に焦点を合わせた所有権が意識されていることになる。⁽⁶⁰⁾

(viii) 宗教

最後に、宗教との関連で仏教とシャーマンについて述べておこう。

この村には、一世帯のキリスト教徒の家族があるほか、すべて仏教徒である。お寺のお堂は、寺本体とは別棟になつており、村の全体集会がもてるほどに大きい（目測で一二m×一〇m位の床面積の平屋である）。⁽⁶¹⁾しかし、お寺の本体はきわめて小さい。⁽⁶²⁾木造・トタンぶきのお寺は、中央に仏像が置かれた目測二〇畳位の、壁は三方だけで前面が開けた空間があり、左に八畳ほどの部屋、右に二畳半位の小部屋がある。お坊さんは一人だけであるが、相当数の子供がお寺にあずけられ、お坊さんの助手をつとめている。左の八畳ほどの部屋に、板に毛布をひいただけのお坊さん用のベッドがあり、また助手をつとめる子供たちが寝るよう、板の間にゴザが二枚ほどひいてある。右側の二畳半の小部屋にも、助手をつとめる年上の子供たちが寝る。この二部屋に入れなかつた助手をつとめる子供たちは、オープン・エアの中央の空間にゴザをひいて寝るようになっていた。

この中央の空間の壁には、この寺を建設するために寄進した人のリストが掲げられている。木材を一本ずつ寄進

した人が一名、金員寄進者が三〇名余りである。金品寄進者としては、バンコク在住者で一万八千バーツの寄進者、地元のもので仏法の先生と呼ばれていた者が千バーツ寄進したのを例外として、二五〇バーツから一五バーツの間にかたまっている。一番多いのが五〇バーツ寄進者二名であった。現在のレート、一バーツ＝三・五円で計算すると、三〇名余りの金品寄進者のうち、二名を除けば千円に満たない寄進者であり、主流の三一名が二七五円の寄進をしたことになる。この村の経済状況が想像できるであろう。ちなみに、元被告人のパバさんも、二一名のなかの一人であった。

なお、この部落の村人は、村で一番大事な人として、ジーコー(Nai Koo)と呼ばれるシャーマンをあげる。ジーコーが大切なゆえんは、幽霊の取り扱いを知っているからである。その結果、村の行事をどのように行うべきかを一番よくわかっているのは、ジーコーである。

ただ、インダの焼畑の村等には、シャーマンが焼畑地の割当てをきめるところもあった。しかし、この部落のシャーマンは、焼畑地の割当て等にかかわることはなく、村の全体集会等にも関係していない。

このジーコーとお寺のお坊さんとの関係を聞くと、双方は関係ないと村人は答える。村人がもつ霊界のイメージ、およびジーコー、お坊さんがどのように関係するのかが調査時点では理解しかねたが、後にこの村人の答への背景が推測できるようになる(↓一九頁以下)。

(ix) 村人の思い

ヒアリング調査の後、私が日本人として村人の質問をうける側にまわった。彼らの関心を知るために、彼らの質問だけを次に紹介しておくこととしよう。

村人からの質問は四点に渡ったが、最初の三つは村長のパティゲさんによるものであった。

第一の質問は、「日本にも山岳民族がいますか。そして、山岳民族に対する不公平がありますか」であった。そして、第二は、「日本にも貧乏な人がいますか」、第三は、「日本の金持ちは貧乏な人を助けますか」というものであった。

ここに、彼らの自意識——自分たちは貧乏であり、不公平に取り扱われている、金持ちは自分たちを助けるべきだ——が投影されていると考えるのは自然であろう。

ただ、金持ちは貧乏な自分たちを助けるべきだ、という気持ちについては、若干コメントを付しておきたい。一般に、日本人は「自助」観念がかなり強いアジア人である。人にいわれなき援助をうけることを潔としない、人を見だりに援助することは失礼なのではないか、という感覚がある程度存在する。これは、前文の質問の援助を「施し」という言葉におきかえた場合、国民の相当部分に共有されている感覚なのではないかと思われる。これはアラブからインドにかけてのバクシーシ——心付け、チップ、わいろ——を要求することも、もちろん当然とする地域の感覚とは対照的である。東南アジア地域は、国による若干の程度の差はあるものの、基本的には両者の中間にあり、タイもその例外ではない。彼らの質問も、このような文化的なコンテキストにおいて理解する必要があるであろう。

第四の質問は元被告人のババさんによるもので、「日本でも、自分たちの伝統をちゃんと守っていただけなのに、つかまつた人はいますか」というものであった。小繁事件の最高裁判決を紹介したときの彼の表情は、とても感慨深げであった。

第五章 モン族国有保安林地内耕作有罪・損害賠償事件（第二事件）

一 事件の概要⁽⁶⁴⁾

事件番号…仏曆二五四三年二三九号事件

判決番号…仏曆二五四四年八九五号事件

判決年月日…仏曆二五四四年八月一六日

チェンマイ県裁判所

民事

原告…森林局

被告…○○○○

不法行為事件

この事件は、紛争としては狭い意味での「入会権」が争われたものではない。国家による強制的な「入会権の解体」が断行された後、変容した伝統的な権利がタイの国家によってどのように取り扱われたかを物語る事件である。刑事事件、民事事件の双方が問題となったという意味でも珍しいものなので、以下で簡単に紹介することとする。

この事件の発端は、仏曆二五四一（西曆一九九八）年六月二五日、当時二〇歳のモン族の青年がチェンマイ県メジェーム郡内の国有保安林地内の土地を所持し、耕作していたことが、国有保安林への不法侵入にあたるとして起訴

されたことであつた。

二 刑事事件

検察官は起訴にあたり、次のように述べた。被告人は、国有保安林法（仏暦二五〇七年、西暦一九六四年）に違反し、国有保安林内で土地を所持し、不法侵入を犯した。国有保安林法は、官報に掲載され、チェンマイ県内のすべての官公署で容易に見うるように掲示されている。そのうえ、国有保安林がどこかを知らしめるべく、標識がたてられている。

チェンマイ県裁判所は次のように判示した。本来、懲役六か月および罰金一万五千バーツであるところ、被告人の自白減刑により、懲役三か月および七千五百バーツの罰金とし、執行猶予二年の刑に処す。また、被告人およびその家族等はこの地域から立ち去らねばならない。

三 民事事件

(ア) 判決

本件は、不法行為にもとづく損害賠償が争われた事件である。

その具体的内容は、森林局が、被告が一九九八年六月二五日にメージャム郡内の国有保安林八ライと植林地ニライに不法侵入し、損害を与えたとして、利息を含めて約二〇七万バーツの賠償を請求したものである。この民事事

件の当時、刑事事件についてはチェンマイ県裁判所において判決が下されており、被告はすでに有罪となっていた。裁判所は、この判決において、本件の争点は損害賠償金額の算定のみであるとした。そして、その損害額を国有保安林八ライに対しては、一ライ当たり六万バーツ、植林地については一ライ当たり四万バーツの損害が発生したとして、被告に合計四万バーツの支払いを命じた。

(イ) 当事者の主張

民事事件には、被告に弁護士がつき、次の四点を主張した。第一に、問題となっている一帯は、被告らのモン族が国有保安林法施行前より生活の拠としてきた地である。モン族は係争地に一五〇年にわたり、稲を植え、とうもろこしを育てながら居住してきた。したがって、国有保安林法は憲法四六条に違反する。第二に、当該地域に国有保安林の標識はなく、被告は国有保安林法を知るものではなかった。第三に、焼畑は被告らの部族の慣習であって、原告主張のような環境への被害をもたらすものではない。第四に、被告は刑事事件において自供しているが、それは被告が貧しく、法廷闘争を行うだけの資力を欠いたためであって、特段の意味をもつものではない。しかし、(ア)に述べたように、裁判所はこれらの主張を争点としてはとりあげなかった。

四 元被告（人）、前村長らからのヒアリング

（ア）村の概観

（イ）村の構成と人口等

事件が発生し、事件当時、被告（人）が居住していたのは（元被告（人）は現在、チェンマイ市に居住している）、チェンマイ県メジエム郡メーナジョン区メーリエー村⁶⁶であった（なお、刑事事件、民事事件の双方に関係するので、以下被告（人）の語を用いる）。村は、モン族（Thong）とカレン族（Karen）からなりたっている。人口は約六五〇人。内訳はモン族約四五〇人、五三世帯、カレン族約二〇〇人、三〇世帯である（世帯構成の内容については、多少複雑なので、後に（Ⅵ）の「家族」の箇所でも別途記すことにする）。モン族とカレン族とは、同一行政村に属するが、別々に暮らしている。

なぜ、モン族とカレン族とが単一行政村を構成しているのかは、タイ中央政府が、最低四〇〇人の人口がないと村として認めず、カレン族が独立して村を構成することができなかったためである。村として認められない場合には、住民は日カード（身分証明書）の発行をうけることができない。この日カードは、個々人がタイで生活していくうえでベースとなる文書であって、タイ国民には必須なものである。また、村とならなければ、道路建設その他についての、政府への助成申請もできない。

モン族とカレン族はなかよくやっているか、という質問に対しては、答える村人たちは笑いだし、通訳を通じて得た回答は“*No fighting*”であった。⁶⁷

なお、被告（人）はモン族であり、この村でのヒアリングの対象者もすべてモン族であった。したがって、以下

の叙述は基本的にはモン族についてであり、カレン族についての叙述の場合には、カレン族についての叙述であることを明記することとする。

(ii) 歴史

村人たちが現在の地に居住したのは、約一五〇年前からである。このように考える根拠は、四一年前に発行された公文書にある。

後述するヒアリングにに応じてくれた前村長の叔父が取得した猟銃所持許可の公文書がある（前村長の家族は、これをセロファン製の袋に入れて大事にしまっており、このタイ語の公文書の上記には、五枚の収入印紙が貼られている）。この公文書が発行されたのが四一年前であり、その三代前にこの地に移住してきたといわれているので、その三代を計一〇年と考えると、約一五〇年になるといえる（ここでは、この世代計算の是非は問わず、彼らのいうまを記す）。

モン族の神話では、モン族はユア (Yua) という女性とジョン (Jonng) という男性の子孫だとされている、その意味では部族全体としてのモン族が、神話の世界では、単一の氏族集団を形成することになる。しかし、現実には、この村に居住するモン族は、姓が異なるものも多く、全体が同一氏族であるということはない。

(iii) 政治・経済・宗教

村の政治的リーダーは村長であり、選挙によって選ばれる。

この村の産業としてあげられるのは農業のみである。家畜としてはブタとニワトリがいる。牛、水牛は村にそれぞれ一、二頭いるが、数が少なくあまり重要ではない。

農業としては、自家消費用のものと、商品作物生産の双方がある、自家消費用には陸稲ととうもろこしとが栽培

される。米は人間が食し、とうもろこしはブタとニワトリ用である。なお、この村には水田はない。商品作物としては、種々のものが栽培されている。白菜、キャベツ、玉ねぎ、大根、にんじん、ニンニク、いちご等々の収穫がある。収穫作物は、ピックアップ・トラックに積載し、町に運ばれ、売却される。最大の売却先はチェンマイである。往路・復路では、日本でもまずみることができないくらいきれいな白菜、キャベツ等を整然と積んだピックアップ・トラックを数多くみかけた(ただ、このきれいさは、多量に農薬を使った結果であるとして、これらの白菜、キャベツ等を避けるタイ在住日本人も多い)。

ヒアリング回答者の前村長のパタナーさんは「これらの野菜の相当部分は日本からきている」という。農村生活経験をもたない筆者がキョトンとしてみると、パタナーさんは缶詰めらしきものをもってきて筆者の前においた。その缶には『Kobayashi's "HAYA" Cabbage. 収量抜群!』の表示が付されており、兵庫県のお社が販売している促成用のキャベツの種子が缶入りとなっていた。これをみた通訳をしていたタイ人のピシエット氏は、「Japan, too much business!」とつぶやいた。

この部族における宗教は、キリスト教徒が約半数、残りの半数が仏教徒とアニミズムであり、キリスト教の浸透が著しい。

(iv) 言語

言語としては、モン族はモン語を、カレン族はカレン語を話す。モン族はカレン語をわかるが、カレン族はモン語を解さない(ヒアリングに応じた前村長さんは次のようにいう。「モン語は難しいので、カレン族にはわからない。モン族は語学能力が高い。勉強しさえすれば、多分、日本語だってわかるだろう」)。

では次に、モン族に限定したうえで、タイ語の理解度について述べることにしよう。

最初に断つておくべきことは、日本とくらべ、タイでは方言間の差異が大きいことである。タイは、日本とくらべると地方差が非常に大きな国で、タイ中央部とタイ北部では、同じくタイ族と呼ばれていても、文化、慣習等の差異はきわめて大きく、言語もその例外ではない。バンコク等ではタイ標準語ないしタイ中央語 (Central Thai language) が用いられ、チェンマイを含むタイ北部方言 (Northern Thai language) が用いられている。相互の共通度はかなり低く、たとえば、バンコクで育つたピシエツト氏は、タイ北部方言での会話は三割程度しか理解できないという。したがって、以下では、タイ中央語とタイ北部方言とを区別して叙述することにする。

なお、この地域では、義務教育が一九八九年から実施されており、それ以後に育つた世代はタイ語の習得率が高い。以下に述べるのは、義務教育開始以前に育つたモン族についてのものである。

この村のモン族の男女比率はほぼ半々である。まず男性について述べると、会話 (聞くこと、話すこと) だけであれば、タイ中央語、タイ北部方言の双方ともできる者が、一〇〇%である。しかし、タイ語を書けるものは三〇%程度である。これに対し、女性のタイ語習得率はこれより低い。会話として、タイ中央語、タイ北部方言の双方とも解するものが五〇%、タイ北部方言のみを解するものが三〇%、タイ語をまったく解さないものが二〇%である。タイ語を書けるものは三%ほどである。

本来、(V) の生活で書くべき問題であるが、ここで、タイ語習得と関係する学校教育の問題と男女の生活様式の差異について述べておくことにしよう。

この地域に学校が建設されたのは一九八九年のことであり、学校設置者は——文部省でも、地方自治体でもなく——農業省森林局⁽⁶⁶⁾であった。それ以前にあつては、学校に行こうとする者は、メーナジョン区にあるこの村から別の区にある学校まで通わねばならなかった。この時代に育つた世代では、男性の二〇%、女性の一〜二%が学校教

育をうけたにとどまる。

このような状況は、前段に述べた学校建設以来、一変した。現在では、子供たちはすべて学校に行っている。今の子供たちは、これまでの描いてきた世代よりもずっといい教育をうけている。たとえば、ヒヤリングに応じてくれている前村長さんの娘さんは、今、チェンマイ大学の三年生として、教育学を勉強中である。

ただ、さきほどうけた説明に対し、「学校教育をうけていなくても、男性は二〇〇%タイ語を解するのか」という質問をしたところ、それに対しては、「男は町に野菜を売りに行くからだ」との回答があった。さらに「では、なぜ女性は町に野菜を売りに行かないのか」と聞くと、「交通の便が悪かったからだ」との回答であった。

具体的に、野菜の売却にさいしての交通の状況を記しておこう。まず、自動車を導入される以前にあつては、チェンマイに行くのには、通例、馬車が用いられた。道路がそれなりに整備される——具体的にどのような状況かは後述する——一九八九年までは、道路が悪いので六輪トラックが用いられていた。その六輪トラックにホロをつけたものを乗り合いバスとし、チェンマイまで出かけた。道が悪いので、チェンマイにつくには一日がかりであった。さらに、雨がふれば一日がかりとなった。男はいざとなればどこにでも泊まれるが、女はそうはいかない。そこで、町での野菜売りは男の仕事となり、女は家で待つ、という状態がつづいていた。それが習慣となって、現在でも野菜売りは男の仕事となっている。

その結果として、男はすべてタイ語を話し、女はそれほどではない、という最初に述べた状況が出現しているのである。

(V) 生活

第四章に述べたカレン族の部落とくらべ、ここでのモン族の暮らしは、明らかに豊かである。前述したカレン族

の村が基本的に自給自足経済を営んでいたのに対し、ここのモン族の村では、商品経済に組み込まれた野菜が生産されていることの反映であろう。

しかし、前述のカレン族の村よりもこのモン族の村は交通の便が悪く、そのことが、別の影をこの村におとしている。

辺境の地にあるこの村には、電気がひかれていない。したがって、各戸にはテレビはなく、ラジオを聞くことができるだけである。もともと家によつては、太陽光を利用した太陽電池（バッテリー）を用いるべく、ソーラー・セルが屋根におかれているところもある。そのような家では細々とした蛍光灯が夜にもされる（昼間は、屋根の一部に透明瓦を用い、自然採光によつて照明を行っている）。村には一台だけテレビがあり、太陽電池を利用して、子供たちに少しの時間だけ教育的なテレビをみせるようにしている。

しかし、電気がないのは、地理的状況のなせるわざであつて、経済的な貧しさの反映ではない。家屋等は——前述したカレン族の家とくらべ——がちりした建築となつている（ただし、カレン族の家屋が立派とはいいかねるのは、経済的要因のみならず、比較的短期間で建てかえられることが多いという要素（注②参照）も考慮する必要がある）。比喩的表現がもし許されるのであれば、モン族の村の家屋は家と小屋の間といったあたりか。これらの家屋は、壁面下部数センチを石づみにしたうえで板囲いをした壁となつている。その板囲い用の板も、前述したカレン族の家で——竹ではなく板を用いる場合に——用いられている壁用板材よりも、製材としての加工度が上質である。壁用板材はすき間なく縦に打ちつけられており、上下に張られた板の側面を中間で割りとり、採光・通風用の数センチ幅、長さ一メートル余の空洞の窓風ものが壁一面にできるよう、工夫されている。屋根も、パシコクの民家の多くにみられるものとかわらない、スレート状のものが用いられている。

家の内部については、前述したカレン族の村では、家の建築構造そのものが——奥の、女性がいる部屋はみられないようになってはいるもの——開放的であるうえ、村人の行動様式がそれほど開放的、友好的であった。このモン族の村では家屋の建築構造の密閉性が強いうえに、村人の行動様式がそれほど開放的ではない。たとえば、ヒアリング調査をしているときに、さきのカレン族の村では多くの人がのぞきにきたが、このモン族の村ではヒアリング対象者と前村長の奥さん以外、だれも顔を出さない。また、子供を抱きあげたり写真を撮ろうとすると、第四章に述べたカレン族の村の子供ははにかみながらも嬉しそうな顔をしたのに対し、このモン族の村の子供は逃げだして、抱かれたり、写真をとらせたりしない。(イ)に述べるようにこの村のモン族は人みしりが強く外部者に慣れるのに時間がかかるという要素もあるが、逃げていく子供たちの無表情な姿からは、はにかみではない無好意——敵意ではない——を感じさせる。

以上のような状況のもとに、数多くの家屋の内部をみたわけではないが、みた例から述べれば、家の敷居をまたぐとかなり広い土間が広がり、その一部には木製の比較的粗末なテーブルとそれに並行して長椅子がおかれている^(四)。これは来客用でもあり、家族の食事用でもある。また、この土間の一隅は台所となっている。この土間の隣には、密閉度の高い部屋がもう一つ用意されている。

以上からわかるように、モン族の家屋は高床式ではない、一階建てである。

なお、トイレは、カレン族の村でも同様であったが、家屋とは別建てとなっている。なお、さきほどのカレン族の村のトイレはトイレ専用の建物であったのに対し、このモン族の村のトイレは——経験したかぎりでは——納屋の一隅にトイレが据えつけられている。ただ、カレン族の村でもモン族の村でも、トイレ(ないし納屋)の建物それ自体は母家よりも貧弱であったが、トイレそのものはきわめて清潔に保持されており、糞尿がたまるピット・ト

イレットではなく、手で水を汲んで流すスタイルでの水洗式であった。

車はモン族五三世帯につき一〇台ほどある。すべてが日本製しかもトヨタのピックアップ・トラックである。

(vi) 家族関係と相続

この村でヒアリングをしたモン族の家族関係の特徴は、多妻婚禁止がないことである。したがって、一夫一婦で暮らしている者もいれば、妻を二人もつ者もおり、三人以上でもかまわない。ヒアリング調査の対象となつてくれた者のうち、前村長は一夫一婦で暮らしていたが、被告(人)の父および兄は二人の妻をもっていた。複数の妻は、夫とともに、同一の家屋に居住することになる。一夫一婦となるか一夫多妻となるかを分けるもつとも重要な要因は経済状況とすることである。

扶養および相続の関係は、次のようである。まず、両親は長男または末子男児のいずれかと同居する。相続は、同居した子供が半分をとり、残金を残りの子供が分けあうことになる。

なお、以上のようなモン族の慣習が、同一村を形成している近隣カレン族に影響を与えることはない。この村でもカレン族は一夫一婦制を維持している。⁽⁷⁾ また同居形態は宗教によつて異なり、仏教およびアニミズムのカレン族の場合、両親は末娘と同居する(第四章のカレン族と同じである)。しかし、キリスト教カレン族の場合、両親は長幼とかかわりなくいずれかの娘と同居する。⁽⁸⁾ カレン族の相続は——このモン族の前村長によれば——、宗教とかかわりなく、同居者が三分の一をとり、残りを他の兄弟分けることになる。

(v) 交通、地勢等

この村は、チェンマイから北西五〇〜六〇キロメートルほどのところに位置しており、所要時間は自動車で二時間半から三時間ほどである。チェンマイからの直線距離は第四章のカレン族の村とほとんど変わるところはない

が、自動車での走行時間が約一・五倍となるのは道が悪路のためである。この村の交通の便が悪いところが、七十二頁に述べた男女の生活形態の差異、電気の欠如、村の生活の様々な面を規定している。そこで、この村への交通の便がいかなる状況にあるかをイメージできるように、道中の状況を多少紀行文風につづつてみることにしよう。

早朝、チェンマイを出発。二〇分も走るとはやくもうつそうと緑が繁った保安林がはじまる。そこから一〇分、道は完全な山道となった。舗装道路ながら、ヘアピンカーブの連続である。緑、緑、緑。左右はときに谷となり、谷の向こうにはまた山がみえる。道路には車はほとんどなく、人かげもまばらである。前回のカレン族の村に向かうときには、ホテルに乗用車と運転手の手配を頼んだが、今回は乗用車では無理だということである。バンを用い、弁護士ピリヤさんの友人シリワット(Shi-wat)さんの運転である。連続するヘアピンカーブのせいか、連日の調査とその準備のせい、同道するピシエツト氏は、気分が悪い、といって目をつむったままである。ピシエツトさんの助手を含め、目をつむっているピシエツトさん以外の三人はタイ語しか話さない。タイ語は「コーブクン クラップ」(どうもありがとう) 一語だけで通してきた当方としては無聊をかこつのみである。道路ぞいには、小屋がけ風の家のほかに、近代的な家もまじる。また、ヘアピンカーブのなか、観光用のなかかコテージ風のホテルもみえる。後から聞いたところでは、ここは日本風といえば軽井沢ともいえるべきメーリム(Mae Rim)という有名な避暑地らしい。なんでも皇太子の別邸もある、とのことである。

高度が上がると、山にも雲がかかる。少し肌寒い。頂上をすぎると山の下りである。これも急傾斜で、かつ極端なヘアピンカーブという表現ではとても追いつかないようなヘアピンカーブの連続である。これでは一番前の日光のいろは坂もまっ青だ。

ふもとにやつと降りた、と思ったとたん、再度ヘアピンカーブでの山登りがはじまる。うんざりである。昨日、ピシエットさんが、「明日は、道が悪くて大変ですよ」といつていたので、未舗装悪路を想像していたのだが、「大変」とは、舗装の問題ではなく、ヘアピンカーブの連続という問題かと、一人で納得する。幸い、車にも、船にも、酒にも酔わないたちなので、気分は悪くならない。

途中、保安林管理なのか、制服姿の人夫が、道路ぎわの樹木を切り倒している。ヘアピンカーブ、ヘアピンカーブ、緑、緑、緑。そして雲。肌寒い。下りにかかると、英語で“Use Low Gear.”と書いた道路標示がある。タイ語でも同じ標示があるのであろう。ただ、そのヘアピンカーブの下りは、最初の山よりはマシである。若い頃、山岳ドライブを趣味としていた時期もあったが、景色には恵まれていても、舗装道路での山岳ドライブは多少風情に欠ける。

チェンマイをでてから一時間余、山を二つ越えてカムアン郡 (Kamuang District) の郡都にでる。ここから数分、道は人家の間を走る。ここはアスファルト舗装ではなくコンクリート舗装、車のバウンドで尻が痛い。郊外には農耕地がひろがる。まわりにみえる家屋はきちつとした建築のものが多く、小屋がけ風のものも稀である。この郡都の周辺は比較的豊かな地域か。

ただ、平地ののどかなドライブも一〇分ちよつとで終わり、再度山登りがはじまる。最初の二つの山ほどの大きな高低差ではなかったが、それでも一山、二山、三山を超えたあたりから、登り道とも下り道ともつかぬアップダウンが続くようになった。道路の舗装は穴だらけ。バンとはいえ、サスペンションが弱い都会の車向きの道ではなく、快適とはいいがたいドライブが続く。チェンマイをでてから二時間、道路の舗装は終わり、土の道路である。いよいよ山岳ドライブらしくなってきた。しかし、対向車をよけたとたん、われわれの車は

泥土のなかでスリップをはじめた。近くで小枝を折ってきては後部車輪の下をかためて車を押すこと数回、車はやっと泥土から脱出した。空転する車輪の後ろで車を押しつづけた私の服は、はねた土で泥だらけとなった。しかし、泥土をみて、これでは靴がダメになるといって、裸足で車を押しつづけた弁護士のパリヤさんの服の汚れは、私の比ではない。

山岳ドライブらしい風情はじゅうぶん味わいはしたが、今回はヒアリングのため目的地に急がねばならない身の上、楽しんでるわけにはいかない。運転しているシリワットさんについて急いでもらう。途中、白菜、キャベツ等の高原野菜をカゴに入れて整然と積んだピックアップ・トラックと何台もすれちがうのが、あたりの風景となんともそぐわない。アップダウンが終わり、急傾斜の登りがつづく。長い登りだなあ、と思ったとたんに、目の前に集落が現れ、われわれは目的地についた。チェンマイをでてから、ちようど三時間の走行であった。

車を降りて、ピシエットさんに「明日、村に行くのは大変ですよ」とあなたがきのういった言葉の意味がよくわかりましたよ」と話しかけると、ピシエットさんも私に笑いを返した。しかし、私たちが、ここでの走行がいかに大変かを完全に理解したのは、実はこのときではなく、帰路、雨期のタイらしい豪雨のなかをチェンマイに向かったときのことであった。

ただ、今のように道路が整備される以前に、晴れていれば一日、雨ならば二日かかってチェンマイに行った当時の村人たちの苦勞はいかばかりであったか、と思う。ましてや、何日かかったか聞きもしなかったが、馬車で行った当時においておや、である。しかしながら、なるうことなら、この村には、その当時に、馬車でやってきたかった。

(イ) ヒアリングの状況

ヒアリングは、二〇〇三年八月二十九日に実施された。ヒアリングに応じてくれたのは、元被告（人）のカットさん（現在二五歳、逮捕時点で二〇歳）、七年前に村長に選挙で当選し、二年前に五年間の任期を終えた前村長のパタナーさん（彼は、カットさん逮捕時の村長であった）の他、村人のステイツさんとキアンさんの計四名であった。四人は遠い親戚にあたるといふが、かなり遠い関係であるらしく、具体的な関係は本人たちもわかっていない。ヒアリングで、（ア）に記したことをも含む一般的な質問に答えてくれたのは主として前村長のパタナーさんとステイツさんであり、後で述べる事件がらみの質問に答えてくれたのが元被告（人）カットさんであった。ヒアリングを行ったのは、弁護士のパリヤ氏、ピシエット氏、加藤の三名で、ニルボンさんシリワットさんがそこに同席した。ここでもヒアリングの状況について述べておくこととしよう。

車をとめて、弁護士のパリヤさんが歩きだすと間もなく、モン族の民族衣装のズボンをはいた黒い衣装に身をかためた中年男性が現れた。前村長のパタナーさんだとの紹介をうける。パタナーさんの案内で彼の家に入る。床は土。土間の右端に木製の長い机と木の長いすががある。そこでヒアリングがはじまった。土間の右奥の一隅が台所となっており、そこで奥さんらしき人が働いている。一四、五歳の娘さんもいる。お子さんとお見うけしたが、あと家のなかにいる三人の男性はだれともわからない。奥さんがいれてくれたお茶をかいがいしく運んでくれる若い男性が、午後になつてはじめて元被告（人）のカットさんだということが判明した。ヒアリングがはじまつてから一時間位は、事実上、前村長のパタナーさんだけが質問に答えるかたちになった。

お茶を飲みながらヒアリングをしていると、お腹がすいた、と弁護士のパリヤさんがいいだし、奥さんがお

昼の用意をはじめた。ヒアリングにおしにかけてお昼をごちそうになるのでは申し訳ないが、これはピリヤさんが無償奉仕の弁護活動をしてきたことの強みだろう。われわれもご相伴にあずかることにする。

お昼には、白いご飯、とりの煮込み、たまごやき、野菜とエンドウ豆の炒め物、ウリの煮込みがかなりたっぷりとした。前村長のバタナーさんは、ふつうのモン族の食事だとおっしゃるが、多分ご馳走なのだろう。テーブルにならんだ料理を写真に写した後、食べはじめ。味は、日本でふつうに食べる家庭料理とあまり変わらない。食事のテーブルで席を同じくしたのは訪れたわれわれ五人のほか、前村長さんと奥さん。奥さんはお昼を一緒にしたのみならず、外に席を移していった午後のヒアリングの場にも、なんとなく、ときどき姿を現す。積極的にヒアリングに答えることはないが、奥にひっこんだままだった第四章のカレン族の村の女性とは大分様子が異なる。

食事の後、家の前の道路の木陰になった部分にプラスチックの小テーブルといすをだし、屋外でヒアリングを再開する。娘さんは、残ったごはんを食べるべく、家のなかのテーブルで食事をはじめたが、男性三人は、食事をとることなく、ヒアリングに加わるために外に出てきた。この段階になってはじめて、この三人がわれわれのヒアリングのために集まってくれたことがわかる。

午前中のヒアリングには前村長さん以外が答えることはなかったが、午後になってからは一般的な質問に、前村長さんと同じ位ステイツさんが答える。このステイツさんは陽気な感じであるが、他のモン族の男性三人、そして奥さんもあまり開放的な感じはしない。前村長さんは、重厚な感じではあるが、口数は少なく、質問には答えるものの、それ以外はあまりしゃべることはない。他の男性二人は黙って座っているだけである。元被告（人）は、線の細い、気弱そうな感じの青年でお茶等をかいがいしくもってきたり、午後、木陰でヒア

リングをするためのテーブルセッティングをする等、皆のために体はよく動かすが、ほとんどしゃべることはない。彼がしゃべりだしたのは、事件についての質問が彼に向けられてからのことであり、それまでは沈黙を守っていた。残った男性一人は終始沈黙を守ったままで、ヒアリングの回答に加わることはなかった。

道路の木陰を利用したヒアリングなので、かたわらを村人がときどき通りすぎる。しかし、私たちが座つていても、好奇心をみせる者もなく、だれも立ち止まらない。大人のみならず子供もこれは同様で、こちらが写真をとろうとすると、小走りに逃げていく。子供たちがうるちよろし、大人たちもヒアリングをのぞきにきたりした第四章のカレン族の村とは、雰囲気が大分違う。服装がきわだつて貧しい、失礼ながら路上生活者似た雰囲気を漂わせている五〇代位の男性が、精神を弛緩させた顔つきで一〇メートル位離れて座り込み、ヒアリングを終始一貫みていたのが唯一の見物人であったが、その男性もそれ以上近寄つてこようとはしない。

ヒアリングの雰囲気もリラックスしてきて、笑いが混じるようになったのは、ヒアリング開始後三時間近くたつてからのことであった。そのような雰囲気は、元被告(人)に対するわれわれの質問に彼が答えると、大人たちが好意をもちつつも若い彼をからかうようなトーンでしゃべりかけ、穏やかな笑い声が皆からもれる、というものであった。ただ、そのからかいらしき言葉は、すべてモン語であり、われわれ五人には、その内容はわからなかった。

第四章に述べたカレン族の村でのヒアリングは、終始なごやかな雰囲気であったのに対し、ここでのモン族のヒアリングは落ち着いて雰囲気はなかで行われた。カレン族からはわれわれに対する好意を感じるが多かったが、ここでのモン族からは、好意も敵意ともなわれない淡々とした中立的な感情をうけることが多かった。カレン族一般、モン族一般にどこまで一般化しうるかは不明ながら、この二つの村のカレン族、モン族の行

動様式にかなりの差異があることは否定できない。

(ウ) 過去のものとなった焼畑と入会

この村でも、一九七四年にこの地域が保安林の指定をうけるまでは焼畑農耕が行われていた。焼畑の循環は一〇ないし二〇年のサイクルで行われており、焼畑地はだれのものでもなかった。「なお、その当時の焼畑の状況について質問したかったが、焼畑終了の一九七四年時点で、ヒアリング対象者中最年長の前村長さんが一六歳であり、元被告(人)にいたっては出生以前である。当時の正確な状況を正確に聞くのは困難と判断し、この点の質問は断念した。」

一九七四年からは、核家族はそれぞれ五ライ以下の土地をもつようになった(一區Ⅱ〇・一六ヘクタール。五ライは八〇アール、八〇〇〇平方メートルとなる。日本風にいえば八反百姓ということになる)。皆、ここで定着農耕を行っており、この畑は私有地だが登記等はされていない、と村人たちはいう(なお、前述したように、この村には水田はない)。

この村では、入会はなにも存在しない、との回答であった(前述したように、牛、水牛はそれぞれ一、二頭しか村におらず、その結果、入会放牧林も存在していない)。入会権の解体は、タイ政府の保安林指定とともに、この村では完了したようである。

(エ) 訴訟事件についての元被告(人)の感想

元被告(人)のカットさんの父には、二人の妻がいた(↓七五頁のモン族の慣習参照)。父と二人の妻との間には

八人の子供がいた(年齢順に、女、女、男、男、男、女、男、女の八人である)。自分は第五子にあたる。モン族では、男は結婚すると、土地をもらえることになっている(女はもらえない)。自分は一九歳で結婚し、父が前に村から割り当てられていた土地の一部を父からもらった。この段階で、上の兄二人はすでに結婚しており、父から土地をもらっていたが、弟は一五歳だったので、土地はもらっていない。結婚の翌年、自分は二〇歳だったが、その畑を耕していたら、突然逮捕された。それは一九九八年のことだった。

以下、質問「Q」に対し、元被告(人)のカットさんは次のように答えた「A」。「Q…タイ語は読めるか」。「A…読める」。「Q…保安林という制度を知っていたか」。「A…知らなかった」。「Q…検察官は、法律は掲示されているといっていたが、みたことはあるか」。「A…みたことはない、村長さんもみたことがないと思う」(前村長うなずく)。「Q…保安林の標識がある、と検察官はいっているが……」。「A…みたことはない。自分ばかりでなく、村長さんもみたことがないと思う」(前村長再びうなずく)。

「Q…刑事事件でなぜ自由をしたのか」。「A…裁判で、逮捕されたとき、お前は農具をもっていたね、と検察官が聞いたんで、ハイと答えたんだ。そして、そのときお前は何をしていったんだ、と聞かれた。で、畑を耕してました、と答えた。そして、検察官が、では、お前は不法侵入をしていたことを認めたことになる、といったんだ」。「Q…弁護士はついていたのか」。「A…いいや」。「Q…なぜ弁護士を頼まなかったのか」。「A…その頃は、弁護士なんて制度があることを知らなかったんだ」。

「A…その後で、そこにいるステイツさんが、よそで開かれた人権セミナーというのに村から行ったんだ。そして、そのセミナーでピリヤ先生が話をしていた。そのあと、ステイツさんから、弁護士という制度があること、ピリヤ先生という人がいることをきいたんで、民事裁判ではピリヤ先生に頼んだんだ」。

「Q：民事裁判では損害補償を請求されたが、どんな損害を与えたと思うか。「A：よくわからない。自分はこの習慣どおりに畑を耕していただけだ」。

「Q：判決では、この土地を立ち退くようにいわれたが……。「A：畑はあきらめるよりしょうがなかった。村をでて、チェンマイに行くことにした」。「Q：どんな仕事をしているのか。「A：運転と物の配送、建設の現場仕事、保険の販売、いろいろだ」。

「Q：結婚したお兄さんたちも畑を作っていたが……。「A：兄たちはまだその畑を耕している」。

最後に感想を一言記しておきたい。推測でしかないが、検察は、保安林制度を守るために一罰百戒を狙って、たまたま畑を耕していた元被告（人）を検挙し、刑事、民事の裁判を提起したようである。何も知らない、気弱そうな印象のこの青年受け答えを聞くと、義憤にかられたピリヤ先生が少数民族弁護の奉仕活動にかられる気持ちがり解できるような気がしてきたことは否定できない。

第六章 カレン族森林伐採有罪事件（第三事件）

一 事件の概要⁽⁷⁾

事件番号：仏曆二五四二年第一四八四号

判決番号：仏曆二五四六年一〇三七号

判決年月日：仏曆二五四六年三月一七日

チエンマイ県裁判所

刑事

この事件は、カレン族の成年男子が、保安林内の国立公園において、仏暦二五四二（一九九九）年三月八日に斧でチーク材を伐採したことが、森林法によるチーク材伐採・所持禁止条項に違反する等を理由に起訴されたものであった。

二 検察官の主張

タイの森林法は、チーク材の伐採等を禁じている。これは官報に掲載済みであり、すべての郡、地方自治体に送付されており、この禁止は元被告人の知るところであった。また、国有保安林地区がどこかを知らしめるべく、標識がたてられている。被告人の行為は、国有保安林法一四條、三一條二項、森林法一一條、四八條、七三條二項、国立公園法一六條一項、二四條にもとづき違法となる。

三 被告人の主張

被告人は無罪を申し立てた。国立公園法も国有保安林法も、郡行政事務所その他の公共の場所にかかげられておらず、簡単にみられるようにはなっていない。

被告人は、そのチーク材を自己使用しようとしたものであつて、売却を目的としていなかった。また、コミユニティ委員会から許可を得たうえで所持していたものであり、憲法四六条によつて保護を受けるべきものである。また、被告人自身は斧を用いてチーク材の伐採はしていない。このチーク材は、他の者が伐採し、部分的に焼けていたので、それゆえにだれもほしがらなかつたものである。チーク材はそこに七年間放置されており、被告人はただそれを拾ってきたにすぎない。

なお、被告人は、注(7)に述べた弁護士交替の後、自白した。

四 判決

被告人は、犯罪事実を自白している。量刑は、本来、懲役二年および罰金二万バーツであるところ、自白減刑により、懲役一年、罰金一万バーツとし、前科がないことを考慮し、執行猶予二年の刑に処す。

五 二元被告人の家族、僧侶からのヒアリング

(ア) 村の概観

(i) 人口等

事件が発生し、元被告人が居住するのは、チェンマイ県チェンダオ郡ピンチョン区メーオンナイ村である。⁽⁷⁴⁾ この村は、チェンマイの北約一〇〇キロ、車で二時間余のところに位置する。村人は全員カレン族で、人口は後述する

僧侶の述べるところでは四〇〇から五〇〇人の間である。村はすべて国立公園内にある。

(ii) 規制

村の入口には三つの看板がかかわれている。やや古びたものは約一〇年前から、あざやかな緑の新しい看板は二年前からかかげられている。その内容を次に記してみよう。

古い看板…

「保護林（または保安林）⁽¹⁾としてのコミュニティ・フォレストについての規制

1、森林での野生動植物、自然産物を探し求めることはすべて禁止される。

2、地上および水中での動物、魚介類の捕獲はすべて禁止される。

3、森林を焼き払い、破壊することはすべての場合に禁止される。

以上の違反については罰金一万バーツが科せられる。」

新しい看板…

「樹木伐採は禁止される。違反に対しては、法的措置がとられることになる。」

(iii) 宗教

この村では、仏教徒が六〇〜七〇%、キリスト教徒が三〇〜四〇%である。キリスト教徒のなかでは、カソリッ

クとプロテスタントの割合が一对五位でプロテスタントが多い。村には、仏教の寺、カンリツクの教会、プロテスタントの教会がひとつずつある。僧侶、神父等はすべて一名ずつで、カレン人の者がなっている。

(iv) 森林の使用状況、その他

この村の政治、経済等、一般的な背景についてのヒアリングは次の(イ)に述べる事情によってできていない。家族関係等についても、個別の家族の状況から推測するしかないが、それは後に記す。

ここでは村の森林の使用状況について、村人の考え方を記しておこう。この村には、居住区の東と西とにそれぞれ大きな森林がある。この二つの森林、居住区、すべて国立公園内であるが、村人たちは二つの森林を区別し、東を保護林、西を使用林としている。東の保護林からの自然産物の採集は村でも禁止されている。

しかし、西側の使用林には村人はだれでも立ち入ることができ、キノコ、タケノコその他の自然産物を採集することが許される。ただ大きな樹木の伐採はコミュニティ委員会の許可を得て、はじめてすることができ、なお、さらに聞くと、このコミュニティ委員会は国立公園法制定以後にできたものであり、同法施行以前には存在していなかった。

村では、このような取扱いをしているが、使用林についての村での取扱いは——国立公園内の森林であり——森林局の認めるところではない。

(イ) この集落の様子とヒアリングの状況

最初に、村に入って、ヒアリングを開始したときの状況を記しておこう。ヒアリングは、二〇〇三年八月二日に、ピリヤ氏、ピシエット氏、ニルボンさん、加藤の四名によって行われた。

早朝チエンマイを出発し、北に一〇〇キロ、二時間ばかりでミャンマー国境一〇キロの地点に達する。そこを右折、うっそうとした森の中を東にすすむと、この村である。この村は、ミャンマー国境三〇キロのところに位置する。

第四章のカレン族の村、第五章のモン族の村は、ともにチエンマイから五〇〜六〇キロのところに位置していたが、この村への交通所要時間が第四章のカレン族の村とあまり変わらず、第五章のモン族の村より短いのは、道路整備の状況がきわめてよいためである。そうはいっても、途中にはうっそうとした保安林、象のトレーニングセンター、竹いかだでの川下り、つり橋と、ひなびた光景にはことかかない。また、途中の村々には、保安林からとってきたらしいキノコを道ばたで売っている光景もみうけられる。

そもそも、この村が位置するチエンダオ郡は、少数民族のメッカで、住民の六〇%が山岳民族であるといわれている。途中、カレン族、リス族、ラオ族、アカ族等、独特の民族衣装に身をつつんだ男女が、あるいは道を歩き、あるいはピックアップ・トラックの荷台にのり、それぞれの生活を営んでいる。ミャンマーの先は雲南であり、ミャンマー国境付近には中国人も居住している。

国道の、ミャンマー国境一〇キロ地点を右折することなく北上をつづけると、何十年前かにミャンマーから逃れてきた首ながカレン族の村である。タイ政府が手厚く彼らを保護しているとのことで、タイ人は自由に村に出入りできるものの、外国人は入口で入村料五百バーツを請求されると、車をおりて、お齒ぐる婦人もまじるアカ族の村から、首ながカレン族の村までは、山道を数百メートルにわたって下つていかねばならない。そこは、ひなびたひなびた村である。その村に、毎朝、レモン水でみがくという、重い金色の首輪をいくえにもまきつけた老若幼を問わない女性たちが、控えめな笑顔で、つつまじやかに座っている。観光用のみやげ品を前

にしながらも、他の観光化された少数民族の村のような、わい雑なおしつけがましさをみせることがない。私たちの態度も穏やかである。もう三〇年も前になるうか、鎖国がとけて間もない頃に筆者が訪れたビルマ、いやミャンマーの人々の魅惑的なまでに穏やかな態度と、相通じるものがある。人ずれしていない、もの静かな雰囲気、彼らの背後にある貧しい貧しい家々に、気品を与える。タイ政府が不完全ながらもとつている隔離政策の賜物か、チェンマイから一二〇キロという距離の賜物か、いずれにしても、このもの静かな気品が商業化の波に消されていくのも、残念ながら時間の問題であらう。

われわれの調査対象先の村は、このような地域にある、多くの少数民族の村のひとつである。村のすぐ手前はタイ族の村であり、ここに小学校がある。学校敷地の隣にある土の道をくねくねと車で登っていくと、とうもろこし、稲、バナナ等が植えられている。手前にあるタイ族の村の畑か、奥のカレン族の村の畑か、よくわからない。畑となっていないところには、竹林が広がっている。

カレン族の村の居住区に入る。村の入口に、さきに述べた二つの看板が、とても目立つようにかかっている。それを写真にとり、その内容をピシエット氏がタイ語のままメモをとり、私がそれを英訳してもらったのをメモしていると、黄色と黄土色の中間色の僧衣をまとった、青年と中年との境位の年頃の風貌の男性が歩いてくる。話しかけると、二五年前にこの村にたてられた寺の坊さんだという。カレン族で、名はバリポ（「小さな花」の意。これも男性の名前である）さんである。偶然の出会いであるが、せっかくなのでヒアリングをはじめ。

すると、バリポさんは、近所の家の庭にすたすたと入っていき、軒先の木の素朴なテーブルわきの木の長いすに腰かけ、反対側の長いすを指さしながら、われわれにも座れ、とすすめる。関係ない家でこんなことをし

「聞いていいのかしらんと思いがらヒアリングをしていると、五〇代とおぼしきこの家の主人が現れた。手に水を入れたセブンアップの大ビンとコップをもっており、見知らぬわれわれに飲むようにすすめてくれる。水は冷たいのでどうしたのかと聞くと、家の電気冷蔵庫で冷やした、とのことである。この村の文明化は大分すすんでいるのかもしれない、と思う。また、勝手に入りこんできたわれわれにまで冷えた水でもてなしてくれるあたり、カレン族らしさを感じる。

村の入口の看板のことを聞く。看板がたてられた年代は、パリボさんが家の主人に聞いて答えてくれたが、だれが看板をたてたのかはわからない(後で、元被告人の娘さんにも同じことを聞いたがわからず、結局最後までわからずじまいであった)。

われわれ調査者間での議論がはじまった。可能性としては、政府、NGO、村のコミュニティ委員会のいずれかであろうと思われる。

政府であれば、具体的には森林局ということになる。森林局がたてたのであれば、看板にある「Forest for Reserve」は、保安林と訳し、村の東西の森林双方を含むと解すべきであろう。そして、看板の内容は、村人に生業をやらめ、餓死せよといっているに等しい。もつとも、これは村の居住区をも含めた全体を国立公園に指定したことから当然におこる問題で、その執行にあたる森林局だけの責任というわけではない。ただ「政府説」の弱点は、標題に「コミュニティフォレスト」が積極的に謳われていることと、罰金刑のみが言及されており、懲役刑への言及がないことである。

弁護士のピリヤ氏は、はきすてるような調子で、これはNGOがたてたものだろう、という。ピリヤ氏は、村人

の生活の論理を理解せず、単に森林保護、自然保護という西洋人、ないし西洋流の標語をにかけて焼畑を攻撃し、自分たちを善人だと信じているNGOの人たちを腹の底から軽蔑しているようである。⁶⁶⁾

ピリヤ氏の評価はともかく、NGOが看板をたてたのであれば、標題の“Forest for Reservation”は、「保安林」としてすべてのこの地域の指定された保安林を含む可能性も、単に保護林として、この村での東の森林のようなものだけを含む可能性もある。前者であれば、村人に全面的に生業放棄を迫り、後者であれば、せめて部分的には自然保護を遵守せよ、と迫っていることになる。NGO説の弱点は、この看板が区(Sub-District)名でたてられていることである。

村のコミュニティ委員会が二つの看板を自主的にたてた可能性も否定できない。⁶⁷⁾ この地域が国立公園とされたことよって、法的レベルでは村は全面的な生業放棄、これまで生活してきた生活地の放棄を迫られることになった。このような法律に全面的に従うことは、とてもできるものではない。だとしたら、せめて、東の森は保護林として法の定めるとおりにします、しかし、西の森は使わせつづけて私たちの生活のたちいくようにして下さい、と村人が考えてもそれほど不自然ではない。そしてコミュニティ委員会なるものを設立して、ルールもつくり、秩序だった森の使用をしていけば、たとえ国立公園法、国有保安林法、森林法違反等で逮捕されたとしても、憲法四六条にもとづく共同体的権利を楯に、自分たちの権利を守ろうとすることも、説得力を相当程度にもちうるであろう。中国には、「上に政策あれば、下に対策あり」という言葉があるが、国家の国立公園や国有保安林指定に対して、村人たちが「下からの対策」として、コミュニティ委員会を設立し、看板にかかげられたようなルールづくりをして、それは少しも不自然なことではないのである。ただ、村のコミュニティ委員会説の弱点は、この看板がやはり区名でだされていることである。

ただ、NGO説をとりかつ保護林説をとった場合、村のコミュニティ委員会説をとった場合、いずれにしても看板が説いている内容は厳密には国立公園法違反となるので、責任をとることを嫌って区名での看板にしたことは考えられないではない。

調査者間での議論の内容はこれ位にし、坊さんのパリポさんの話に戻ろう。彼は父親が死にさいして、坊さんになれとの遺言を残したので、坊さんになったのだという。しかも、彼の姉が元被告人パクチョ（「ニワトリを見つめる」の意）氏の妻であるという。

偶然におどろきながら、ヒアリングをつづける。この村はチェンマイから北に一〇〇キロ、第四章のファイ・イーカトン村はチェンマイから西南五〇〜六〇キロのところであり、遠く離れているが、相互に相手の村のことを知っているといる。NGOがチェンマイ等でひらく「森林保護会議」等で顔を合わせることがあるからだとのことである。

（ア）に述べた村の概観での宗教等についての情報は、パリポさんから得たものである。しかし、残念ながらパリポさんは数字に弱い。この村ではキリスト教徒が五〇世帯で、そのうちカソリックが一〇世帯、プロテスタントが五〇世帯等、あつという間につじつまがあわなくなる（ア）に記したカソリックとプロテスタントの割合が一・五というのも、この回答にもとづくものなので、それほど信頼のおけるものではない。

パリポさんにヒアリングをしている段階では、われわれは、まだこの村では信頼できる情報源に接することができないことに気づいていなかった。パリポさんから正確な情報をとるのがむずかしいことをみきわめると、われわれは礼をいって彼と別れた。

次に、車で元被告人の家に行く。五三歳と聞いていた元被告人のパクチョさんはおらず、娘さんがいるだけであ

る。父親と母親は、西の使用林にタケノコをとりに行っており、夕方の五時か六時でないか帰らない、という。ここの情景を次に記しておこう。

はにかみながら話す娘さんは、ノトゥポ（「一本の花」の意）さんといい、一〇代位にしかみえなかつたが、この近くの中学で三年生までを終えた後、バンコクの工場で働いていたことがあり、二三歳であるという。しかもその工場で知り合ったタイ東北部出身のタイ族男性と結婚し、一歳八か月の娘がいるとのことである。本来、そのタイ東北部に夫たちと暮らしているが、こちらの父親が病気になるたので、看病にこの村に戻ってきているところで、三か月に一度位、夫のところを訪れる、とおっしゃる。

一般に、タイの山岳民族は、他の村の同一山岳民族との結婚はあるものの、別の山岳民族とかタイ族との結婚は珍しい。その点について尋ねると、カレン族以外の結婚はこの村で自分一人だけではないが、とても珍しいと答えた。

娘さんと話しをしているこの家は、高床づくりの頑丈な木でできたがっしりした家である。被告人がつかまつたのはチーク材の伐採ないし所持であつたが、この家の建築にはいたるところにチーク材が用いられている旨を、弁護士のリヤ氏が苦笑しながら教えてくれた。タイでの森林伐採問題でも、チーク材伐採と他の樹木伐採とは性格を異にしている。他の樹木伐採の禁止は、国有保安林制度等が最近導入されたこともあり、その禁止が山岳民族等々に浸透しているとはいいがたい。しかし、後述するよう、チーク材の伐採禁止は、イギリスのチーク材伐採権の取得に起因するものであり一九世紀にはじまつており、かつ一般の木材については少量の所持が許されるのに対しチーク材の所持は数量の如何にかかわらず禁止されており、比較的ひろく知れわ

たつている。

さきにも、元被告人である父親が留守のこの家に来たとき、連絡がうまくいかなくて留守となつた旨を聞いた。もちろん、その可能性もある。また、この家の建築材の相当部分がチーク材であることを知るまでは、連絡不十分との説明に別段疑いをいだくこともなく、元被告人と会うべくこの村を再訪するつもりで、娘さんと話をしていった。しかし、この段階で、元被告人がわれわれのヒアリングを避けている可能性も考慮に入れる必要を感じた。⁽⁸⁾どの程度の病気かは知らないが、タイ東北部から娘さんが看病に戻ってくる状況である。タケノコとりなら、母親と娘さんが行つて、病気の父親が家に残つてもおかしくない。かりにわれわれが再訪などしたら、元被告人は困惑するだけであろう。

こう考えて、これ以後、今回の事件のヒアリングの相手としてこの娘さんだけを相手とするつもりで話をはじめた。しかし、一児の母とはいえ、村のすべての事情を把握している年齢でもなければ立場でもない。そこで質問は娘さんとその家族の具体的事情に限定し、そこから可能であれば、一般的な事情を推測することをおこなう。この村でのヒアリング調査の方針とした。

このような個人的事情のヒアリングに徹する手法が必要だと考えた状況を多少具体的に述べておこう。この父親がチーク材採掘、所持の禁止をどの程度知っていたかの周辺事情を知るべく、父親のタイ語の能力を聞いた。答えは、「お父さんは、タイ語をしゃべれる。読むのはできるけれどそんなに上手じゃない。書くことはほとんどできない」というものであった。ここまでの回答は信頼してよいと思われる。そこで、ついでに一般的な質問を試してみた。村の人はみんなどの位タイ語をわかるかな。聞いてわかる人は八〇%位。読み書きはできる人が七〇%で、できない人が三〇%位。次いで、男と女ではどれ位ちがうかと尋ねてみると、読み書き

きができる人が男五〇%、女二〇%、できない人が男二〇%、女一〇%位との回答である。どうも読み書きのできる男五〇%+女二〇%≡村人の七〇%、できない男二〇%+女一〇%≡村人の三〇%と考えているらしい。お坊さんのバリボさんと同じで数字に弱い。一般的質問を断念し、個人的事情についての質問に集中することにしたゆえんである。

ヒアリングの状況について若干付言しておきたい。ヒアリングを開始して間もなく、別の家に住む彼女の祖母が現れた。九二歳だという。そのお祖母さんにもいくつか質問したが、質問されることに嫌げがさし、途中で不機嫌な顔となり退席した。井戸端会議でも尋ねないような質問を無遠慮にされ、お祖母さんとしてはさぞかし不本意であったであろう。この娘さんが誠実に答え、また長時間つきあってくれたのも、お父さんがすっかりお世話になった弁護士先生が、いっしょにいて下さるがゆえであろう。現地にとけこむまでには村の人々のなかに入りきれない。『現地調査』の業を感じるとともに、ピリヤ先生に手を合わせたい気持ちにかられる。

その後二、三〇分すると、五〇代後半とおぼしき女性が二人、ヒアリングの席をのぞきにきた。一人は赤ちゃをおぶっている。ヒアリングの途中から、用意してきたお菓子を娘さんにすすめているのだが、娘さんは遠慮なのか食べようとしない。この女性にお菓子をすすめると、さしだした部分ばかりでなく、私の手もとから袋ごととってしまい、隣の女性にすすめることもなく、自分用にしまってしまった。しつかりしたものである。これらの女性が帰ってから、ヒアリングは二時間半ほどつづいた。最後までではにかみながら誠実に答えてくれたこの娘さんに、御礼のつもりで別のお菓子を渡そうとしたが、最後まで受けとらうとしなかった。遠慮なのか、カレン女性の外部者との接触回避にともなう別の意味があるのかは(↓注54参照)、われわれには不明である。

(ウ) 娘さんからのヒアリングから推測される村の一般状況

現在の場所にこの村ができたのは、七〇〇八〇年位前のことらしい(これは、次のような質問「Q」と回答「A」から推測したものである。「Q: お祖母さんはいくつ?」「A: 九二歳」。「Q: お祖母さんはこの村で生まれたの?」「A: うん、三〇のときに、メーホンソン県 (Mae Hong Song Province) というよその県からこの村に嫁いできた」。「Q: お嫁にきたときには、この村はこの場所にあつたんだ?」「A: うん、お嫁にくる一〇年か二〇年前に今の場所に移ってきたって聞いている」)。

この村でも娘さんの親族でみるかぎり、第四章のカレン族と同様(↓五〇頁)、親が末娘と同居するカレン族の習慣は生きているようである。相続についてははっきりした言及がなかったが、非同居者にも一定の相続は認められているようである。というのは、九八頁に述べるように、祖父母との同居がない彼女の母も一定の相続地を受けとっているからである)。九二歳の祖母は母方の祖母であるが、六人の子供がいる(年齢順に、女、男、男、男、女、男。一番年上の女性がヒアリングに応じている娘さんの母である)。そして、お祖母さんは末子である六番目の男の子と同居している。通常なら、末娘となる五番目の娘と同居するのが自然であるが、末娘が他村の男と結婚し、他村に居住するようになったため、一番下の男の子と同居するようになったものである。それに対し、父方の祖父母には一人の子供がいるが、末子である一番目の女の子と同居している。

なお、第五章の村で聞いたところでは、その村でのカレン族の同居、相続関係は宗教によって異なっており、末娘との同居、相続慣行が維持されていたのは、仏教、アニミズムのカレン族においてであった。そこで、この家族の宗教を尋ねたところ、仏教ということであった。次いでアニミズムとの関係を知るべく、ピー(霊)も信じているかを尋ねたところ、彼女がうなずいたので、仏陀とピーとどちらが強いと思うかと聞くと、仏陀とピーには何も

ちがいはない、というのが彼女の答えであった。仏教とアニミズムの混交は、彼女の周辺では相当進行していることになる(↓一一九頁)。

(工) 水田、畑の個人所有と、入会森林

彼女の家は水田と畑を所有している。水田では稲をつくり自家消費にまわし、畑で野菜をつくっており、これには自家消費にまわす部分もあるが、商品として売却する部分もある。

このうち、水田は父親のものであり、畑は母親のものである。この畑が母親のものになったのは、相続したからである。この畑では焼畑を行っているが、ここで焼畑をできるのは自分たちの家族だけで、他の村人がこの焼畑地を利用することはない。また、彼女の家でも、焼畑地を部分的に使用しながら、年によって使用場所を変えていくことはない。ただ、毎年は使えないので、一年おきに畑を焼いて使っている。

畑が母親のものになった理由は知っているが、水田が父親のものになった理由は知らない。自分が知らないほど昔に買ったものかもしれないし、相続したものかもしれない(↓「オ」に述べるように、父親の水田と叔母の水田とが隣りあっている事実からすると、相続による取得の可能性が高い)。水田も畑も、それぞれ父親、母親個人のものであるが、そこで農作業するときは父と母は一緒で、自分のものだけを耕すわけではない。

また、この家も、父親個人のものであって、家族のものではない。

この家族の例がこの村でどこまで一般化できるのかは定かではないが、この例でみるかぎりかなり徹底した個人所有が水田のみならず、畑、家屋にもみられることになる。

この村で、入会とされているのは、ダムと、灌漑用水路、森(前述した使用林)である。

この家族も水牛を二頭飼育しており、入会地の森林で放牧している。一週間に一度位の割合で所在を確認に行く。これは水牛が遠くに行きすぎ行方不明とならないためであつて、ここでは水牛泥棒の心配はない、とのことである。

森林の木の伐採等の許可をだすコミュニティ委員会にこの家からだれか出席するかと聞くと、父親という答えであつた。

(オ) 父親の事件について

ここが国立公園だということは、村の人たちは皆知っている。しかし、国立公園や国有保安林であることの標識はみたことがない。

問題になつたチーク材は、父親の水田と、その隣にある叔母の水田の間にあつたものである。その場所は使用林の内部である（ただし、弁護士のパリヤ氏は、そこは使用林の範囲外だという）。

(カ) 終わりに

以上でこの娘さんからのヒアリング報告を終える。村をみると、家屋は、壁が立派な板囲いも貧弱な板囲いものもあるが、第四章のカレン族の村にみられたカレン族伝統の竹囲いの家屋は、全村をまわつたわけではないが、みたかぎりでは存在していない。

これは、カレン族の伝統の保持度の差異に原因があるのか、両村の経済力の差異か、あるいは近隣の森林利用度の差異かははっきりしなかつた。二村の貧富の差は、第五章のモン族の村ほどにはっきりしたものではなかつたか

らである。

なお、最後に、娘さんは、日本人が私の前に四人ほどの村に来たことがあると述べた。そして、皆、私と同じように村人に質問をしては帰っていったそうである。娘さんの日本人のイメージは、そのようなものであった。

第七章 タイ北部のタイ族の所有権と入会権

第一節 序説

以上、第四章から第六章にかけて、山岳少数民族の生活実態とタイ国家法の衝突が、法的紛争、裁判となった三つの村での実態調査の結果を記した。山岳少数民族の生活実態を法的に守るものがあるとすれば、それは私法的には入会権であり、公法的にはタイ憲法四六条の「共同体的権利」であろう。

しかし、当然のことながら、入会権そして「共同体的権利」は高地の少数民族についてののみ問題となるものではない。低地のタイ族についても同じように問題となる。そこで、第七章および第八章では、裁判となった法的紛争、少数民族という限定をとり払い、より一般的に、タイ族をも含めて、タイ北部の所有権、入会権について考察することとしよう。

まず、本章第二節では、ある地域のタイ族の入会権と所有権の状況をとりあげるが、それは、パーヤップ大学講師のサンテイポン氏^(註2)が行った実態調査にもとづくものである。現在、チェンマイ大学では、人文学部歴史学科助教授のアタチャク氏^(註3)を中心に、「タイ北部の地域的な歴史・村落のための歴史」と題する、権力ではなく庶民史に焦点

をあてた研究プロジェクトが進行中である。これは、タイ北部五県にまたがる七地域を対象とするものであるが、サントイボン氏は、このうちの一地域を分担した。これにもとづき、同氏は「入会財産・メーチェーム溪谷の村落の歴史的アイデンティティ」というタイ語の論文を執筆しており、二〇〇四年に刊行する予定である。このうちの本文のテーマと関連する部分を日本で紹介することにつき、サントイボン氏よりインタビュ어의さい許可を得たので、それを記すこととした。なお、二回にわたったインタビューにつき通訳の労をとっていただいたのは、チェンマイ大学講師のピロート氏であった。

なお、本章および次の八章で述べるタイ北部の入会についての一般的な知見は、日本で既発表の先行研究に依拠するものと、サントイボン氏、チェンマイ大学講師のアナン氏、チュサク氏とのインタビューによるものである。ここでの叙述はこの三人に負うところ大であり、通訳の労をとっていただいたピロート氏を含め、四人の方々に心からの謝意をあらわしたい。

第二節 タイ北部・メーチェーム溪谷の所有権と入会権

一 メーチェーム溪谷の概況

タイ北部チェンマイ県メーチェーム郡には、メーチェーム・バレーと呼ばれる溪谷がある。ここは、チェンマイの南一二〇キロのところに位置する。この溪谷には、東西に大山脈が走り、中央部を川が流れ、谷間にはいくつかの村が点在している。ここには、低地タイ族のいくつもの村のほか、少数民族の村もある。本節ではこのうち、

タイ族の入会権をとりあげることにする（少数民族を除外するのは、後述する「聖霊」という観念が、この地のタイ族の間では共有されているが、少数民族は「霊」の観念を異にしているからである）。
ここでの産業は、農業であり、その他、住民は牛、水牛の飼育等も行っている。宗教は、仏教、アニミズムの混交である。この溪谷でのアニミズムについての特徴的な点は四で述べることにする。

二 メーチエーム溪谷における入会

この溪谷における入会の代表的なものは、焼畑地、井戸、池、森等である。

ただ、焼畑地が入会であったのは、森林法によって焼畑が禁止される以前のことであった。その頃の状況を記すと、焼畑地は、焼畑の循環によって再度の焼畑地利用期が到来すると、通例は前回の利用者がまた利用できた。しかし、前回焼畑をした者との交渉が成立すれば、近親者、あるいは血縁関係はなくても非常に親しい仲間は、その土地を使用することもできた。この使用許可は無償でなされ、対価なしのお礼がともなうことはなかった。

ここでの入会は、灌漑用ダム等の水利権を除き、入会権者である村人の利用を量的に制限する内部的規制は存在していなかった。村人は、焼畑地、森を自由に使用できた。したがって、このような規制を行うための――日本の入会における寄合いに対応するような――入会管理組織もここには存在していなかった。

ただ、灌漑用ダム等の水利権については、水の利用についての制限もあるし、その規制をするための組織も存在している。しかも、水利権の管理は、一村でなされるときも、複数の村でなされるときもある。

三 メーチェエム溪谷における水田の「所有権」性とその不完全性

メーチェエム溪谷においては、焼畑地は入会権の対象として私有の対象とは考えられていないが、水田については——個人所有ではなく、親族集団の所有というかたちでの——私有が認められている。したがって、それは売買、金銭売却の対象となる。売却相手は、同一村の者のみならず、他村の者でもよい。

しかし、この水田についての親族集団の所有、独占的な支配は、水田耕作という限定した目的のために、言葉で換えれば稲についてのみ認められる。具体的にいえば、第一に、水田所有家族の水田耕作期間中でも、その水田には魚やカニはいるし、稲以外に空心菜等の食用植物が自生する。その期間、稲以外の、それらの魚、カニ、空心菜等については、村人は自由に採集することができる。第二に、休閑期間中は、村人は自由に水田地で牛や水牛に草を食ばさせることができる。

四 メーチェエム溪谷における「聖なる森」

集落の人々は、伝統的にこの平野部全体を支配するものは聖霊（ピ・ボージャオ・ルアン。Pih Phocao Luang）幽霊ではない）でもあり、人間でもあると考えている。

平野部には、前述した村落のほかに、水田、畑、人間が利用しうる森のほかに、大御神（おおみかみ）である聖霊が宿るドン・ルーアン（Dong Luang）訳せば「聖なる森」と呼ばれる森が存在している。そこは宗教的な儀式を行う森であつて、基本的には立入禁止である。この儀式においては生け贄が捧げられ、毎年ブタが供えられるが、

三年ごとに大きなお供えとして水牛が供えられる。

しかし、この立入禁止は、聖霊を犯さない趣旨のもので、聖霊が宿る森の木を伐採すること等は論外であるが、それにはいたらないキノコ、山菜、タケノコ、こんにゃくいもを採集する程度のことには許されている。この森におけるこれらの自然産物の採集は、ルールとして特定の村の者にのみ与えられていたわけではないが、交通の便が悪かったかつての時代にあつては、近隣の村落以外の者が行うことはなかつたので、結果として特定の村落に独占されることになつた。

これらの自然産物についての村落内での村人の自然産物採集ルールはとくに定まつておらず、採集総量の上限が決まっていたわけではない。ただ、慣習として、森のなかで、大小便をしてはならない、大声をださない、下品なことは使つてはいけない、というタブーは存在しており、採集活動のための森林ではなく、宗教的な森林であることが村人たちの間で強く意識されている。

第八章 結章

一 はじめに

前著では、所有権、知的所有権発生の構造は、農業社会であれ、放牧社会であれ、狩猟採集社会であれ、はては近代工業社会であれ、生産のための個別資本投下者に所有権（ないし知的所有権）を与えることにより投資の成果を独占させ、個別の資本投下者にインセンティブを与え、結果として当該社会全体の生産力の極大化をはかるメカ

ニズムにあることを論証した。また、定着農耕社会においては、その労務投下、資本投下は、特定の土地の耕作、施肥、灌漑等として明確なので、土地所有形態が明確なかたちをとる。それに対し、焼畑農耕社会においては、生産のための資本投下が木を切り、焼き、種をまくという最小の労務投下なので、所有形態があいまいなものとなりやすいことも指摘した。そして、そのあいまいな所有形態は多様ではあるが、世界各地の焼畑社会をみると、拡大家族の所有という形態が多いと述べた。

この基本的な枠組みは、タイ北部の社会でも同じであつて、耕作者の労務投下がきわめて明確である水田においては基本的に私的所有があることが確認された。それに対し、焼畑耕作においては——拡大家族の所有ではなく——入会という村落共同体による権利保有が基本であつた。

しかし、今回のタイ北部での現地調査の収穫は、前著での結論が——拡大家族の所有か、入会という集団的共同権利保有体制かという若干の変容をとまないつつも——再度確認されたことにあるのではない。今回の調査は、前著の基本的な枠組みの確認に加えて、次の三つの大きな収穫をもたらした。

その第一は、水田所有権が確立され、売却対象となつていくという、使用・収益・処分権能（この総和が所有権である。民法二〇六条参照）の確立が共通にみられるものなにも、実は、多様な形態が存在していることである。一方の極に、近代的所有権に近い水田所有権もあれば、他方の極に入会権とオーバーラップしてしか存在しえない水田所有権がある。後者のような所有権の萌芽的構造がみられることが、タイ北部の水田所有権の特徴である。

第二は、焼畑地の権利関係についてであり、焼畑地のなかにも純粹入会形態をとるものばかりでなく、焼畑地でありながら個人所有に転じたものもある。しかも、その中間形態もあるという連続構造がみられることが、タイ北部の焼畑地をめぐる権利形態の特徴である。

第三は、タイの入会権においては、日本その他の入会にみられる内部規制が——水利権を除き——存在していないことが多い、ということである。以下順次この三点を検討することにしよう。

二 水田所有権の多様性——「原初的所有権」の存在をめぐる

タイ北部でみられた土地所有権のなかで、近代的土地所有権に近似した状況にあるのが、水田をめぐる権利関係であろう。チュサク氏は、そのインタビューで、タイ北部の山岳地帯でも基本的に水田は私的所有の対象となっている、という。また、保安林に指定されていない地域にあつては、土地法典上の登記を行っている例もあり、登記があるうとなかろうと、水田は売買の対象になる、という。

確かに、今回の筆者たちの調査地域においても、登記があるうとなかろうと水田の私的所有は確立されており、第六章のカレン族の娘のあげた「お父さんの水田」は、——国立公園内であり、タイ国法上の所有権は認められてはいないが、この村人の間での規範意識としては——他の家族メンバーの権利主張も排除された、個人所有そのものであつた。また、過去の調査でも、カレン族の村にタイの土地法によつて裏付けられた水田所有権が成立している例が報告されている。そして、この水田はカレン族においても共有と無関係の私的所有であるとされている。

しかしながら、今回の調査では、私的権利としての土地所有権確立過程にあるような水田をめぐる権利関係もみられた。この意味で、サンテイポン氏のあげるメーチェーム溪谷の水田所有にはきわめて興味深いものがある。ここでは、水田についての親族集団の所有が承認され、処分の自由——他村の者への売却等——も認められていた。しかし、この水田についての所有親族集団の独占的な支配は、稲のみに限定されたものであつた。すなわち、稲以

外の、水田中に自生する食用植物、魚介類等は、その採集は村人の自由として入会の目的とされていたのである。また、この水田を他村の人間が購入した場合にあつても、村人の入会的使用に服する必要があつた。

水田中の魚介類や水草等を他人がとることを気にしない程度の慣行は、日本の一部にもあつたかもしれない。しかし、それらをとることが権利であり、それがすべての村人に開かれているとなると話は別である。ここでは他村落のメンバーへの売却権能をも有する水田所有権の内容は、稲所有目的に限定されており、所有権者の労務投下対象である稲の収穫権能だけが土地所有権者に保証されている。労務投下の結果ではない、自然発生産物である魚介類や空心菜には土地所有権は及ばず、いぜん入会の対象でしかなかったのである。これは、近代所有権のもつ「全面的支配権」としての性質を欠く、「限定目的での支配権」としての所有権であり、しかも、その限定目的の内容が労務投下の内容と表裏一体であつた。

このような「限定目的での支配権」を——封建的という意味での前近代的所有権ではないという意味で——「原初的所有権」と呼ぶことにすれば、この「原初的所有権」が、流通性をともなつたかたちで存在していることはひとつの驚きであつた。この「原初的所有権」は、労務（資本）投下対象物の確保という限定目的での私的な支配権であつて、その限定目的以外ではその土地は入会対象地として共同体的支配に服するのである。この「原初的所有権」は、いわば入会とへその緒でつながつた所有権ということができよう。より正確に言えば、本稿の冒頭に述べたように、これは、同一の土地について生育対象物にそくした、「所有と入会の混合的権利形態」ともいえるであろう。

別の機会に、自由な「近代的所有権」確立以前の「封建的所有権」が不自由な所有権であり、その不自由な点は、権力的桎梏と、共同体的桎梏の双方に服さなければならぬ点にあることを述べた。⁽⁴⁾ この「原初的所有権」は、権

力的桎梏の問題とはかわることはないが、共同体的桎梏に服さなければならぬという点で不自由な所有権なのである。ただ、さきに述べた「原初的所有権」の限定目的が、労務(資本)投下の内容と一体であったことは、本章の冒頭に述べた筆者の所有権発生の構造の理解を裏付けるといえるであろう。

また、この「原初的所有権」は、季節的に私的独占(所有)と共同体的独占(入会)の循環を繰り返す、所有権と入会権との交互出現型の権利形態でもあった。すなわち、この水田が親族集団の私的所有に服するのは田植えから刈り入れの時期までだけであり、その期間をすぎるとまた入会地に戻るものであった。

前著で、筆者は、ネパールの事例として、一定の土地が耕作可能期間だけ特定人の独占的使用の対象となり、他の季節は入会的使用の対象となっている事例をとりあげ、日本民法二九四条の地役権の性質をもつ入会権と同一の構造になっていることを指摘した。これと似たような状況が、タイにもあることが例証されたことになる。前著では、地味豊かで耕作が意味をもつ土地が私的所有の対象となり、それよりやや地味がおちる土地が地役権の性格をもつ入会権、さらに地味がおちると共有の性格をもつ入会権、さらに地味がおち土地からの自然産物のリサイクルを人為的に確保することが費用対効果の観点から意味をもたないまでになると無主物(現在の法制では国有地)となることを分析したが、この枠組みがタイにもあてはまることになる。

三 焼畑所有権の多様性——タイ北部入会地の「権利性」と「非権利性」

(ア) 焼畑使用者の再度使用期待権とその譲渡性

焼畑地は、伝統的にタイ北部では入会の対象であった。⁹⁰⁾しかし、第四章のカレン族の村では、焼畑使用者は焼畑

の循環期が到来したときに、その土地の再使用につき期待権をもっていた（↓五七頁、六一頁）。そしてその期待権は——無償ではあったが——、他人に譲渡ないし貸与が可能であった。そして、ほぼ同じ構造が、メーチェーム溪谷においてもみられた（↓一〇二頁）。そして、譲渡ないし貸与の相手方につき、第四章のカレン族の村では村民すべて平等というかたちで入会的に開かれたものであったのに対し（↓六一頁）、メーチェーム溪谷では、相手方選択の自由も認められたのである（↓一〇二頁）。

（イ）タイ人・日本人研究者の見解

では、この焼畑使用者の再度使用期待権とその処分権の権利性・非権利性をどのように考えるべきであろうか。この点について、タイの研究者と討論すると、その見解は論者によって微妙に異なっていた。

まず、これを非権利的なものだとみるアナン氏は、次の二点を根拠にあげる。たしかに、焼畑実行者が、その土地の再度利用権能、無償貸与権能をもっていることだけをみると、一見「権利的なもの」があるようにもみえる。しかし、その一見「権利的なもの」は絶対的なものではない。かりに、当該焼畑地を何らかの理由から使用したい第三者がいた場合、前焼畑実行者との交渉に成功しないときには、シャーマン（ジーコー）、村の長老、近親者集団のリーダーたちの相談により、その土地を使わせてもらうこともできる。つまり、前焼畑実行者の再度利用の期待は、シャーマン（ジーコー）、村の長、近親者集団のリーダーたち等による再調整に服する可能性を常に含んでおり、その意味で入会性を失うことはないのである。

これに対し、チュサク氏は、別の見解を投げかける。チュサク氏は、その入会集団の仲間たちが前焼畑実行者の再度利用権を再調整しうるか否かは、それぞれの入会集団の慣行によって異なっている、と述べる。したがって、

再調整がない焼畑もあることになる。

以上に対し、速水氏は、タイ族ではなく、カレン族の土地をめぐる権利について次のように述べる。「まずは慣習的な土地所有とそれに関わる儀礼領域についてみてみよう。当地のカレンは少なくとも今世紀半ばまでは広く焼畑を行い、陸稲、トウモロコシ、豆類、キユウリ、カボチャ、カラシ菜、ナス類、ヤムイモ、タロイモなどを栽培してきた。一年の耕作の後、七年から一〇年の休耕期間をおく輪作が理想とされた。森林も土地も共有とされ、一度割り当てられた区画はその世帯のものとしてその権利は相続されるが、不要となれば他の世帯に売買なしに合意によって譲られる。こうした共有地への権利は共同体への成員権が前提となり、共同体への成員権は成員との親類関係を通して獲得しうる。共同体を出入りする人口の動きは厳しく統制され、様々なタブーをとまなう。森には分水嶺などをたどって決められた隣ムラとの境界があり、共同体の成員は基本的には境界内で生業活動を行う。このように焼畑を行うカレンの場合、共同体の境界内での共同性が強調される」⁹⁷。

この見解を、法学的に表現すれば、焼畑地は入会集団による共同所有ではあるが、一般にいわれる総有とは異なり、世帯ごとの権利性が認められたものであることになる。しかしながら、その権利は有価的なものではなく、無償譲渡の対象ではない、ことになるであろう。

また、焼畑を離れることにはなるが、村の境界内での菜園と宅地の権利関係につき、速水氏は次のように述べる。「ムラ内であいている土地であればどこに家を建て菜園を作ってもかまわない。相続の対象にはなるが、売買は基本的にはしない。使用しない場合は、交渉によって譲渡する。ただし、果樹や竹など、利用価値のある木が植えられたまま譲る場合はその分の代償を支払う」。「村人はまだムラ内の宅地や菜園は共有地であると主張する。ムラ人が自分の菜園を『売る』可能性を示唆したのはただ一度、北タイ人に菜園に値段をつけられて小作として耕作し

ないかを持ち掛けられた例のみであった。区長はこうした個々の村人への外からの申し出も必ずムラ全体の協議にかけて承認を得なければならぬことを力説した。しかし、換金作物栽培により土地資源が直接商品経済につながりうる事態、しかも新たに森林を伐採して畑を作ることが困難な状況にあつて、ムラ内での早い者勝ちの土地獲得合戦が行われつつある。「一九九七年の調査時点では既に村人同士の間で菜園の売買のケースがみられた」。「そして……一部の換金作物による成功者の出現をみるにつけ、ムラ内の土地をめぐる個々人の所有意識は強くなっている。ただ、あくまでもそこは共同体の土地であり、個人の権利も共同体が前提となつている。さらに、タイの土地法からみれば国有地である。ムラと森と畑をめぐる共同性の言説の中に実は、私有（占有）と共有、個人と共同体、土地法と慣習法の複雑なずれが生じている」。実に興味深い状況であるが、これをどのように評価すべきかについては別途次に述べることにする。

(ウ) 私見——現地調査からみた「焼畑地所有権」

(i) カレン族第一事件の村における、短期的、非有価的な「半権利」

焼畑地の権利性をめぐる問題についての私見を、今回の実態調査にそくして述べることにしよう。さきにチュサク氏の見解をひいたが、彼自身が、入会集団の再調整に服することがない具体的な村の例をあげたわけではない。ただ、かりにこのような例がありうるとしたら、焼畑実行者の権利には慣習法上の権利性が付与されたものがあり、ここに仲間内に承認された所有権の萌芽をみることも可能であろう。

実は、第四章に述べたカレン族の村での焼畑使用慣行は、アナン氏が説明するところとチュサク氏が説明するところの、ちょうど中間的な状態であつたように思われる。そこでは、焼畑使用者の当該土地の再度使用は当然のこ

ととされ、その者は無償譲渡ないし貸与権能を有していた。しかし、それでも「土地はターサコのもの、だれのものでもない」といわれていた(↓五八頁)。そして、村の全体集会の権能として、「焼畑地の村人への割当て」を村人のほうからあげることはないが、こちらから問われればそれも全体集会の権限だと答える。おそらく、焼畑使用者の再度使用は形のうえで村の全体集会の再調整に服すべきものではあるが、現実に再調整が行われることはまづない、という状態が、前述した回答を生んだものと推測される。ここでは、権利であるようなないような、入会の共同性から私的権利への移行状況にあるかとも思わせるような「途上の権利状況」が出現していたように考えられるのである。

速水氏が、共同体の成員性が限定された、法学的にいう入会集団を観察しながら、典型的な入会権論からは考えにくい世帯の権利を観念するのも、上に述べたような「途上の権利状況」があるがゆえではないかと思われる。

われわれ法学者は、総有には持分が観念されないことを当然視してきた。そして筆者が別稿で指摘したように、ムラとしての入会集団が「クニ」の実態を有していたかつての歴史のうえでは、持分がない総有こそが合理的だったのである。なぜなら、成員に持分を認め、離村の後にも持分にもとづく分割請求等の外部からの権利行使を認めると、ムラの単一的統一性が外部から崩され、ムラのクニの実体が崩壊しかねなかつたからである。しかしながら、入会集団としてのムラ等も性格が変化すれば、入会集団の成員が権利的な意識をもちはじめても、それはそれで自然である。タイ北部の入会は、まさしくそのような状況にあるように思われるのである(また、詳細は避けるが、ムラの宅地や菜園について、筆者が観察した第四章のカレン族のムラでも、速水氏が観察したムラでも、総有的共同所有とはいえない権利ないしその萌芽がみられることについても、同じことがいえるように思われる(↓六二頁、一一〇頁以下))。

ただ、「途上の権利状況」が認められるとしても、焼畑用地が休閑期間中は、第三者が草刈り、自然産物の採集、放牧等を行うことは自由である。この意味では、前焼畑実行者は、休閑期間中は、なんらの「途上の権利状況」性をもっていない。したがって、なんらかの「途上の権利状況」性が認められる焼畑の場合であっても、それは焼畑の循環にともなうて間歇的に現れる、短期的な「半権利性」ないし「期待権」と考えるべきであろう。

第四章に述べたカレン族の村でも、メーチェム溪谷の村々でも、前焼畑実行者による再度利用権能の譲渡ないし貸与の事例がみられた（アナン、チュサク両氏も、この種の例はタイ北部ではかなり多く存在している旨を述べた。しかし、すべて無償でなされているようであり、二人とも有償の例は聞いたことがないとのことである）。この意味では、本稿が「途上の権利状況」と呼んだ焼畑実行者の「権利らしきもの」ないし「半権利」には有償性が無いことになる（ただし、これらとは異なった、一一五頁以下に紹介する有償譲渡の珍しい事例をも参照されたい）。

ただ、焼畑使用権能の譲渡ないし貸与が無償であることが当然視される背景には、新使用者が収穫物を自己消費することが前提であったことを忘れてはならないであろう。換金作物を前提とした焼畑であれば、焼畑使用権能の譲渡ないし貸与が有償化される可能性も否定できないからである。

ただ、現在みられるところでは、第四章のカレン族の村では、焼畑用地をめぐる、短期的、非有償的な「半権利」ないしは「途上の権利状況」がみられるといえるであろう。このような中間的状况については、この村のみならずかなり多くの事例調査を重ねることが必要とは思われるが、これが入会的共同性から私的権利への移行状況の一般枠組みを導く可能性もあるように思われ、今後、学界として注目すべきテーマであると考ええる。

(ii) カレン族第三事件の村における「焼畑地所有権」

焼畑には循環があるのが当然とされていた。これは、焼畑耕作地の地味を確保するために必要なことなので、夕

イ北部にかぎらず、世界各地で見られる現象である。アマゾン、ボルネオ、インドのジャングル、等の人口の超過疎地では、単純な移動だけで、循環がない可能性がありうることは、前に指摘したことがあるが、一般には焼畑地の連続的使用はないものとされてきた。

ところが、チュサク氏は、政府が保安林等を広げてきたため焼畑適地が減少してきた結果、かつての焼畑循環用（Shifted Land）が連続的占有（Permanent Occupation）の対象地に変化してきている例がこの地方にはみられる、という。チュサク氏自身は、地味が悪いので三年もしたら使えなくなり、さきざき肥料その他の投入が必要となるであろうとし、現在のところ後述する水田地のみが私的所有の対象となっており、焼畑地の私的所有はみられない、という。

しかし、連続占有が継続していけば、焼畑地にも個人所有が出現することになりそうである。現実には、第六章に紹介したカレン族の村で、焼畑地が母親の個人所有地であると述べていた事実（これは符合する（その土地は、おそらく地味の回復をはかるためであろう、隔年耕作地となっていた））。この村は、現行法のもとでは国立公園のなかに存在している。その結果、村の東西に存在している二つの森林についても、村人たちは、一方を保護林、他方を使用林として、国法との妥協を余儀なくされている。しかし、国立公園の指定を受ける前の歴史に遡れば、ここでも循環的な焼畑が行われていた可能性が高いし、そこでの土地は——第四章のカレン族の村と同様——「土地はターサコのもの、だれのものでもない」として、村の共同体的管理に委ねられていた可能性もあるであろう。ヒアリングの対象となってくれた娘さんからは、遙か昔の歴史を聞くことはできなかつたが、娘さんのいう「お母さんの畑」という焼畑地の個人所有が、政府の近時の森林政策の結果として発生した可能性を探る価値はあるように思われる。ここでは「途上の権利状況」をこえた、焼畑地についての完全な私的所有が出現しているといえるであろう。

(iii) 国法としての所有権と部族的文脈における所有権——例外的有償譲渡

以上に述べた焼畑所有権は——場合によっては水田所有権も含めて——あくまで部族的文脈におけるものである。この点は、すでに他の研究者によつて指摘されているので、その点を以下に引用するとともに、そこにあげられている事例をも紹介しておこう。これは、筆者自身の実態調査、また筆者がインタビューしたタイ研究者の知見を超える例外的な有償譲渡の事例としても興味深いものである。

「タイ国では法的には、高度六〇〇メートル以上の北部山岳地帯における土地の所有権というものは認められておらず、『山地民』にはその使用権のみが保証されている。しかし、GEDDES は部族的文脈 (tribal context) においては、土地所有の觀念が存在していることを指摘している」。他方、このような権利を「TAPP は、土地への永久的権利」ではないと評していることも、紹介されている。

また、具体例として次のものがあげられている。「カレンの族 Z 氏が六年間放置した土地を買い取ることなく、無断で耕し始めたモン族の Q 氏には、長期的な土地使用権はなく、二〜三年のうちにその耕地を立ち去らねばならないことが暗黙のうちに定められた約束事となっている。カレン族の Z 氏は、移住に際して、長年放置しておいた土地にもかかわらず、その土地を他のカレン族に売却していった。H 1 村周辺のモン族の耕地のかんりの部分は、H 3 村のカレン族、近隣の A 村、T 村のカレン族から、購入したものであった。つまり、移住などに伴い金銭を媒介とした土地の売買が行われ、原則的にはその土地の所有権は最初にそこを開墾した者に認められる。たとえ焼畑休耕期間に入り、数年放置されたままであっても、その土地を売買する権利は、開墾した者の手にあるのである」。

(iv) 結語

(ii) で最後に述べたところは推測にすぎないが、第六章に紹介したカレン族の村で、焼畑地の個人所有がみられる

ことは、まぎれもない事実である。そうであるとすれば、タイ北部においては、本稿冒頭に述べたように、焼畑地をめぐっても、「私的権利を欠く伝統的な入会（総有）——私的権利への萌芽的移行状況（「途上の権利状況」）——私的所有権の確立」という三段階構造がみられることになる。このなかで、第四章のカレン族の村に典型的にみられるような、中間的な「途上の権利状況」ともいえるべき移行形態が存在することの意味はきわめて大きいといえるであろう。

四 入会の管理

（ア）入会管理にみる日本とタイの違い

前述したように、日本の入会においては、入会地における自然産物の再生産のサイクルを確保するために、入会団体についての外部的規制と内部的規制の双方があるのが通例であった。外部的規制としては、入会団体メンバー以外に入会地の利用を認めず、内部的規制としては、入会林を例にとれば、入会団体メンバーにも、全員に日数をかぎって入会林への立入りを認める、あるいは、道具を制限する等の手だてによって、過伐採を避け、森林等の再生産力の維持を図っていたのである。

ところが、タイの入会権においては、第四章のカレン族の例をみても（↓五九頁）、メーチェーム溪谷の例をみても、このような内部的規制は基本的には存在していない（↓一〇二頁）。

(イ) 入会の内部的規制欠如の基礎

では、このように内部的規制が存在しない理由はどこにあるのだろうか。それには二つの理由があるように思われる。

その第一は、入会権を基礎に入手した産物——焼畑からの収穫物、森林からの採集物——を第四章のカレン族の部落の住民はもっぱら自己使用の対象としてのみ考えている、ということである。したがって、これは自給自足の限度においてのみ採集される。いいかえれば、これらの自然産物が売却対象としての商品価値をもったならばおこるであろう過採集がここでは発生しないのである。

この村で、村人が換金産物として意識しているのは、牛、水牛、ブタ等である。もちろん、牛、水牛等は入会林での放牧によって生育される側面があるから、牛、水牛等の過放牧がおこれば、内部規制がまま入会権が存続するという現在の体制は崩壊することになるであろう（三一頁に述べた、市場経済導入にもなつて発生したモンゴルでの過遊牧状況を想起されたい）。

また、このような過放牧がおこっていない前提で考えた場合、内部的規制不存在の第二の理由は、温帯地に位置する日本と亜熱帯地域に位置するタイ北部の森林のもつ生産力の差異があげられるであろう。推測するに、気温が高いタイの森林の生産力は、おそらく日本の森林の生産力を上回るであろう。その結果、前段で述べた自給自足の限度において採集される自然産物の量が、タイの森林の再生産のサイクルを下回るかぎりには、内部的規制をする必要はなく、外部的規制のみを考えればよいことになる。

もちろんここに述べたことはひとつの仮説にすぎないが、筆者としては、この村にみられるような内部的規制の有無をめぐる日本とタイの入会権の構造的差異はこの二点にあると考える。したがって、かりに採集物の商品化が

みられるようになれば、採集量の上限が定められ、内部的規制があらわれるようになるであろう。

(ウ) 例外的にみられる内部的規制

ただ、原則としては(ア)に述べたように、原則として内部的規制が存在しないといっても、森林利用を制限するルールらしきものがまったくないわけではない。第四章のカレン族の村でも、慣習法的規制というニュアンスはなかったが、とくに大きな樹木の伐採は家屋建築にさいしてのみ行われる、等の言葉が聞かれた。また、水の利用にかんしては、次に述べるように一定のルールがあるようである。

(エ) タイ人研究者の見解

筆者が、タイ人研究者のアナン氏に対し、日本の入会における寄合い等の入会管理機構を説明し、シャーマン(ジーコー)、村の長、近親者集団のリーダーたちが入会管理機構にあたると思うかと質問したところ、彼は以下のように答えた。

タイの入会は——これまた水利権を除き——それほど組織だっておらず、全面的な指導者(モノポライズド・リーダー)がいる状況ではない。とくに、森林入会等については、まったく管理組織は存在していないのが実情である。

しかしそれでも、水利権についてははっきりメンバーシップが決まっている。ダム建設に参加した者、あるいは水管理に参加した者のみがメンバーとなり、メンバー全員が集まって水の使用方法を通常定めている。

入会と一口にいっても、入会対象物が何か——ダム(水利権)か、焼畑地か、森か——によって、メンバーの利

用規制方法も、管理組織の有無およびそのあり方も、まったく異なっている。入会権のメカニズムは、対象物によって異なるものなのである。以上が彼の見解であった。

六 宗教と入会

(ア) タイの宗教

アナン氏とのインタビューによりながら、タイでの仏教とアニミズムとの関係について一言しておくことにしよう。タイ族においては、仏教とアニミズムが混交して半ば一体化した宗教感覚が一般的である（この点では、神仏混交といわれる日本の状況と似ている、といえるかもしれない）。しかし、カレン、その他の少数民族については、仏教が古くから入りアニミズムとの混交がすすんでいる地域もあるが、ごく最近、仏教が入っていった地域も少なくない。それは、少数民族に対する、一方で共産主義の浸透、他方でキリスト教の浸透を懸念した政府が、対共産主義政策、対キリスト教政策として、少数民族に対する仏教の布教を一九六〇年代半ばから積極的に推進したからである。これは、タイの内務省と仏教教団とが合同して行ったプロジェクトであったが、タイの憲法では、信教の自由が保障されている一方、仏教が国教であることも定められているので、このような施策が可能なのである。

実際は、第四章に述べたカレン族の村では、*「ジャーマン」としてのジューコー*と仏教の坊さんとは関係ない」と考えられており、第六章のカレン族の村では、仏教における仏陀とアニミズムの霊とが同一視されていた。その理由を筆者が尋ねたところ、得られたのが、前段に記したアナン氏の背景説明であった。第四章ではカレン族の村での寺院の状況をかなり説明したが、この寺院の建設が、タイ政府が対共産主義、対キリスト教対策として少数民族への仏

教の浸透政策を推進した時期と対応するか否かの確認は残念ながらできていない（ただ、六二頁に述べたこの寺院建設のために突出した額の寄進をした者がバンコク在住者であったこと、しかも、その者の名前だけが、全員寄進者一覧と別の箇所に記載されていたことは、この可能性を彷彿とさせるものである）。それはともかく、アナン氏の説明によって、調査時点で抱いた二村の違いについての疑問が氷解した感を筆者がもったことは否定できない。

（イ）残された問題——宗教と入会

タイでの調査を行いながら、今回考えさせられ、残された問題であると筆者が感じたのは、土地使用と宗教との関係を、日本でも再考する必要があるのか、ということであった。仏教が国教であるうえに、聖霊、幽霊が土地使用という問題を現実には左右しており、シャーマンが巾をかきかすタイ北部で調査してみると、現在の世俗化された日本では考えられないような宗教の存在の大きさを感じる。仏教が国教であるのみならず、タイ人（インテリではない素朴な一般タイ人）の頭のなかには、ピーと呼ばれる霊がうようよ存在しており、グッドピー・バッドピー（善霊・悪霊。ただし英語に翻訳された言葉である）という言葉がしばしば登場する。日本では、このような霊の世界が、はたしていつ頃から力を失い、土地使用等の世俗社会の問題と切り離された存在になったのであろうか。ただ、振り返ってみると、明治初期の山林原野官民有区分にさいして、神社、寺院の所属名義とされた入会地は少ない。

日本の法律学で扱われる「入会権論」は、入会集団を構成する村人たちの入会地使用権能を守るといふ実践的役割を担っていたので、このような所属名義人の名前は形式的なものと考えられがちであった。もちろん、このような実践的法律学の果たした役割は大きい。ただ、経済の高度化が進行し、農村人口の都市への流出にともなう農村

經濟体制の抜本的構造変革は、かつて存在した入会慣行の相当部分を消滅させることになった。この時点になれば、社会的実践的利害を離れ、明治初期に、一定の入会地が社寺名義とされたことの社会実体的な意味を考へることも許されるであろう。この問題につき立ち入った研究をするだけの余力が筆者個人にあるか否かはともかく、わが国の学界に残された課題のひとつであるように思われてならないのである。

七 今後の展望

以上、所有と入会という筆者の権利發生論の観点からタイ北部の状況を観察した。もとより断片的な調査であり、より広範な考察が必要であらうし、とりあげた断片についても、より深い調査が必要であらう。今後、機会をみて、このような観点からタイ北部の研究をつづけたい。またそれとは別にアフリカの興味深い事例についての情報提供をうけており、可能であれば、目をアフリカその他の、別の地域にも向けてみたい、と考えている。

注

(1) Pichet Maolanond. 現在、新潟大学法学部助教授、タイ人権委員会・人権教育小委員会委員 (Sub-Commissioner of Sub-Commission on Human Rights Education, National Human Rights Commission of Thailand)、タイ国弁護士。元、タムサート大学法学部専任講師、日本—タイ国際法律事務所所長、九州大学大学院法学研究科助教授、神戸大学大学院国際協力研究科客員教授。

(2) なお、タイの慣習にしたがい、以下、タイ人の人名は、姓によらず、名に肩書きを付して記すことにする(なお、研究者以外の事件関係者、ヒアリング対象者については仮名を用いた〔なお仮名は、カレン族については吉松久美子〕カレンの女性、世界

の半分を所有し、半分を支える」綾部恒雄『女の民族誌1——アジア篇』（弘文堂、一九九七年）一二五頁以下によったが、モン族についてはタイ名を用いた）。

タイの呼称習慣について一言すると、歴史的には、タイには姓ないし名字の習慣がなく、名前だけで、また必要がある場合には○○の息子○○等のかたちで個人が特定されていた（これは、アイスランド等にもみられるものである）。タイでは、「一九一六年に、近代化を進めていたヴァジラウツド王の命により……父系の姓を名乗るようになった」が、「いまだに姓は個人名に比べると二次的な重要性しかもっていない。タイ国では日常生活においてのみか、公的にも個人名が用いられているのである。一九四九年にシャープの調査したバンコク近郊の農村の小学校児童の中には、自分の姓を知らぬものがかかりいた」といわれている（綾部恒雄『東南アジアの論理と心性』（第一書房、一九九二年）二九六頁。なお、タイの「名前文化」につき、綾部恒雄・藤山正二郎「タイ人の人間認識」『アジア経済』七巻三号（一九七六年）四八頁以下参照）。このような歴史的経緯のもとで、現在のタイでは、氏（Mr.）、教授、博士等の肩書きは、姓ではなく、名に付される習慣となっている。

タイ族のみならず、付加的に少数民族の状況について述べれば、チベット・ビルマ語族に属する——すべてではないが相当数の——種族集団に、古くから「父子連名制（patronymic linkage[naming]system）」という甚だ規則的な命名法が行われている。これは基本的には父の名の尾部を子の名前の頭部に引き継ぐ方法である。たとえば甲乙—乙丙—丙丁—丁戊等の形で名が引き継がれる。この父子連名制はタイ北部ではアカ族にみられる（竹村卓二「アカ族父子連名制の族外婚——特にリニジの分裂をめぐって——」『社会人類学年報七巻（一九八一年）一頁以下）。

- (3) Tumenbayar Nyama. "Land Privatization Option for Mongolia." Presented at "Constituting the Commons: Crafting Sustainable Commons in the New Millennium", the Eighth Conference of the International Association for the Study of Common Property, Bloomington, Indiana, USA, May 31-June 4(2000), available at <http://dlc.dlib.indiana.edu/documents/dli0/00/00/03/70/index.html>, as of February 12, 2004.

- (4) 二〇〇四年一月に、モンゴルの土地法制調査に訪れた加藤久和氏（名古屋大学大学院法学研究科教授）からのご指示による

（ただし、裁判例入手の要望は、同国においては通常判例を公開していないことを理由に入れられなかったとのことである）。記して同氏に謝意を表したい。

- (5) 加藤雅信『「所有権」の誕生』（三省堂、二〇〇一年）一〇九頁以下。
- (6) 戒能通孝『小繋事件』（岩波書店、一九六四年）。
- (7) Hardin, *The Tragedy of the Commons*, SCIENCE 162 December 1243 (1968).
- (8) 戒能・注(6)引用書ii頁以下。
- (9) Priya Shihakulung, なおここで、現地調査にもすべて同道していただいた弁護士のパリヤ氏のことを紹介しておきたい。パリヤ氏は、調査時点で四九歳のタイ人弁護士であり、タイ族出身であるが、少数民族のための無償弁護士活動を含め、弁護士資格取得以前の学生時代から約三十年にわたって少数民族のための活動をしている。タイでは、一般にキャンブ活動といわれる——日本風にいえば、援農活動ないし対農村向けセトルメント活動——が、一九六〇年代からかなり幅広い層の進歩的な学生の間で活発に行われており、かつてほどではないまでも現在なお活発である。同氏はマヒドン (Mahidol) 大学在学中にキャンブ活動として少数民族の村を訪れて以来、少数民族への奉仕活動を行っている。われわれのヒヤリング調査に元被告人たちも含め山岳少数民族の村人たちが気持ちよく応じてくれたのも、後述するように、これまで、山岳少数民族に対し無償奉仕活動を行ってきた同氏の仲介、同道があったためと思われる。同氏なかりせば、われわれの調査研究がこのようなかたちで結実することとはなかったであろう。記して深甚なる感謝の意を表す次第である。
- (10) この日本語訳が依拠した、国務院 (Council of State, この前身だった Judicial Council の名称に従い、法制委員会と訳されることともある) によるタイ憲法の公式英訳を以下に示しておこう。"Persons so assembling as to be a traditional community shall have the right to conserve or restore their customs, local knowledge, arts or good culture of their community and of the nation and participate in the management, maintenance, preservation and exploitation of natural resources and the environment in a balanced fashion and persistently as provided

by law” なお、日本語訳にせよ、*“natural resources”*を「天然資源」と訳すことなく、「自然のたまものである資源」という回りくどい訳語にしたのは、この語に自然林が入るニュアンスを反映させたかったからである。

- (11) 本段落の内容は、二〇〇三年八月十五日、二二日の両日におけるチェンマイ大学講師チュサク氏へのインタビュ調査にもとづくものである（八月一五日のインタビュは、ピシエット氏と加藤が共同で行い、二二日のインタビュは加藤が単独で行った）。チュサク氏には、本段落のみならず、第二章、第八章で叙述する内容についても、ご教示いただいた。記して、心から謝意を表する次第である。Chusak Witayapak, Ph.D., Lecturer, Department of Geography, Faculty of Social Science, Chiang Mai University.

- (12) 一地域に数か村が含まれることもある。二三地域の多くはラムプーン (Lamphun) 県に属するが、若干はチェンマイ (Chiang Mai) 県、ニカ所がチェンライ (Chiang Rai) 県に属する。

- (13) 「チェンマイ、ラムプーン両県にまたがるチェンマイ盆地では、(一九—筆者)七四年七月頃より小作料下げや政府に耕地分配を求める小作農・雇農の運動が、北タイ学生センターの支援を得て開始され」、同年一二月に北部農民同盟が結成された（村嶋英治「七〇年代におけるタイ農民運動の展開——タイ農民の政治関与と政治構造」アジア経済二一巻一号（一九八〇年）一七頁、二二頁）。

- (14) 本段落の内容は、Yuki Miyake, *Contesting Rights over Land: A Case Study of Landless Farmers' Social Movement in Lamphun Province. A Paper for Politics of the Commons: Articulating Development and Strengthening Local Practices*, Chiang Mai, Thailand 2(July 11-14, 2003). による。

三宅さんは、「チェンマイ大学社会科学部社会科学と持続的発展のための地域センター」の修士課程に所属する、日本から留学中の大学院生であるが、前掲論文をいただいたのみならず、二〇〇三年八月二日にインタビュに応じ、種々の情報を提供してくださった（なお、このインタビュは、加藤単独で行ったものである）。記して、心からの謝意を表したい。

- (15) タイ土地法典六条は、不使用地について土地所有権の消滅とその土地の国家帰属を定め、一四条以下は国家による再配分を規定している。ただ、六条では、国家帰属となるために裁判所による土地の権利証明書の取消し手続きが必要とされている（この点をめぐるタイ土地法典については、加藤雅信『新民法大系Ⅱ 物権法』〔有斐閣、二〇〇三年〕二六八頁以下参照）。しかし、この紛争の対象となっている土地については、この手続きはとられていない。なお、本文に述べた紛争と土地法典六条との関係につき、田坂敏雄・西澤希久男『バンコク土地所有史序説』（日本評論社、二〇〇三年）二〇八頁参照。
- (16) Miyake, *supra* note 14, at 14.
- (17) 帰国後に受けた三宅さんからの連絡によれば、この運動を支援する大学の教官等が村人向けの公開セミナーなどで憲法四六条に言及することがあるため、村人たちも同条の存在を知り始め、筆者の帰国後、三宅さんがリサーチのために三〇人ほどの村人にインタビューしたなかでは、運動全体のリーダー格の一人が憲法四六条について言及したとされており、今後、この運動が憲法論と結びつく可能性も予想される。
- (18) 本段落の内容は、注(14)に記した三宅さんとのインタビューによる。
- (19) R・ランガ『タイ国土地制度史』チャティブ・ナートスパー著・野中耕一・末廣昭編訳『タイ村落経済史』井村文化事業社・勁草書房、一九八七年）一六七頁以下。
- (20) 北原淳「現代タイの農民運動の新しい動向——その背景と七三年一〇月政変以降の展開——」歴史評論三二九号（一九七六年）二四頁。なお、この問題との関係で、チャティブ・ナートスパー著・野中耕一・末廣昭編訳『タイ村落経済史』井村文化事業社・勁草書房、一九八七年）六四頁参照。
- (21) 北原淳『開発と農業 東南アジアの資本主義化』（世界思想社、一九八五年）八八頁以下、一二六頁以下。また、無主地占有による入植と、無主地の枯渇については田坂敏雄『タイ農民層分解の研究』（御茶の水書房、一九九一年）七〇頁以下参照。
- (22) 北原・注(21)引用論稿九一頁。

- (23) スリチャイ・ワンガエーオ「タイ農村社会研究の動向と展望（一九七〇～八四）」社会学雑誌三号（一九八六年）一〇七頁。
- (24) 北原・注(20)引用論稿二四頁。
- (25) 北原・注(20)引用論稿二三頁。
- (26) 北原・注(20)引用論稿二五頁。
- (27) 以下、二、三に述べる内容は、注(11)に記したチュサク氏とのインタビュートによるものを基礎とし、インタビュートの後、正式法令名、法律制定年月日については、西澤希久男氏が、タイ法制改革委員会(Law Reform Commission)のホームページで確認してください。さらさら詳細な追加情報をいただいたものである。また、第四章以下での判例紹介にともなう、関連条文の紹介等も、西澤氏によるものである。同氏のご尽力に対し、心から謝意を表する次第である。
- (28) Forest Protection Act (1896).
- (29) Forestry Act (1941).
- (30) Land Code (1954).
- (31) Wild Life Protection Act (1960). なお、本文に述べたように本法はすでに廃止されている。
- (32) National Park Act (1961).
- (33) National Reserved Forest Act (1964).
- (34) Forest Plantation Act (1992).
- (35) なお、タイの森林法制とタイ北部での森林の状況については、速水洋子「タイ国家の領土におけるカレンの土地権——共同性と伝統の構築」杉島敬志編『土地所有の政治史 人類学的視点』(風響社、一九九九年)二〇三頁以下参照。
- (36) 速水洋子「カレン族における周縁の力と宗教・社会変動——十九世紀ビルマから今日のタイまで——」民族学研究五七巻三号（一九九二年）二七二頁。

- (37) 古家晴美「『山地民』と『山の民』——北タイ「チャウ・カウ」研究への新たな視座を求めて——」民族学研究五八巻一号（一九九三年）二九頁以下。
- (38) 綾部真雄「タイ北部山地民社会と平地政体——『国境』の成熟へ呼応した〈チャオ・カオ〉の形成——」社会人類学年報一九巻（一九九三年）六五頁以下。
- (39) 馬場雄司「北部タイにおける『先住民』と『山地民』——『先住民／移住民』から『山地民／平地民』へ——」同朋大学紀要第八号（一九九四年）六一頁以下。
- (40) 綾部・前掲注(38)引用論稿六五頁・八二頁。
- (41) 古家・前掲注(37)引用論稿三一頁以下。なお、モン族はメオ族と呼ばれることもあり、四一頁に北原氏が紹介するメオ族の武装反乱とここにいる「赤モン戦争」とは同一事件である。
- (42) 「焼畑は、自然破壊か」という問題については、タイ北部の荒地の問題を含め、福井勝義「焼畑の民族史紀行」季刊民族学七二号（一九九五年）六頁以下参照。ここでは、焼畑農耕には森林の持続性が必要なので、荒廃する焼畑は平地民によるものではないのかとの疑問が提起されている。
- これに対しては、速水論稿が、タイ北部における焼畑には民族グループによっていくつかのバタインの違いがあることを指摘しつつ、具体的な回答を与えている。「すなわち(1)カレンやラワに代表される定住・輪作型の焼畑、(2)モンやリスに代表される、より標高の高い山地で行われる移動・開拓型の焼畑、(3)平地と接するところで、水田の不足を補うために平地民が丘陵地で行う新しい単発的な焼畑である。(2)がケシ栽培と直結した北部山地の焼畑のステレオタイプとされたのに対し、(1)は、十分な休耕期間をおいて行われれば持続可能なシステムであり、焼畑の優等生と紹介された。また、(3)の存在は焼畑≠山地民という定式の成り立たないことを知らしめた。／しかし七〇年代から八〇年代のはじめまで意味をもったこうした分類は、現在のように山地の人口が急増し、もはや新しく水田を開墾しムラを拓く土地もなく、焼畑への規制も厳しい状態のもとではもはや実態を

反映していない。カレンの焼畑も、まだかなりの規模で行われていた八〇年代半ばでも、六、七年の休耕期間をおくことは不可能となり、さらに、換金作物栽培の導入により、従来焼畑地であった土地が定畑となる例も見られる」速水・注(5)引用論稿二〇八頁参照。

(43) 事件の紹介は、一、四は、入手したタイ語判決についての西澤氏の翻訳に依拠し、二、三は、タイ語資料を入手していないためビシュエツト氏の英文要約に依拠した。

(44) タイ森林法四七条は、以下のように規定する。「担当大臣は、官報に布告を掲載することにより、製材統制区域を定める権限を有する。かかる布告は、布告日より九〇日を経過することにより効力を発する」。また、同法四八条一項は、「製材統制区域においては、何人も、製材し、製材所を設立し、製材販売店を設立し、数量の如何に関わらずチーク製材を所持し、又はその他の材質の製材を〇・二立方メートルを超えて所持することはできない。ただし、担当官より許可を得、かつ省令および許可に定められた規則に従った形で実施する場合にはその限りではない」と規定する。

(45) この点の被告人の主張は、カレン族の伝統的慣習を正確にあらわすものではない。新婚夫婦がいかにして親から独立するかについては、注(72)参照。

(46) Huay H-khang, Mae-win Sub-District, Mae-wang District, Chiang Mai Province. 最初の Huay は小川を意味する。

(47) カレン族について一言しておこう。「カレン人について書くことはむずかしい。『カレン族とはミヤンマーとタイ国境に分布する少数民族である』としはば説明されるが、言語と文化を共有する『カレン』なる民族を想定すると、まさに羅針盤のないまま荒れた大海へ乗り出すことになる。この民族名はイギリス植民地時代に行政上の便宜から官吏と宣教師によって創出された他称だからである。／『カレン』は言語に基づいてさらに『スゴー、ポー、パオウ、プエ、カヤーなどの諸族』に分類されるが、現実には、『スゴー・カレン』という民族名すらあずかり知らぬまま暮らすスゴー・カレン人も多いし、また、『ポー・カレン』を同じ民族など夢想だにせぬスゴー・カレン人もいる。北部タイの村落では私が出会ったカレン人たちはほとんどがそ

であった。／＼無知蒙昧ゆえなのか。否、決してそうではない。研究者の間ですら「カレン族とは実在するのか」という論文がしばしば提出されるほど彼らの言語、文化は多様なのである」といわれている（吉松・注②引用論稿一一八頁。ただし、原文のふりがな削除）。

本論文第四章と第六章では、本文で現地での観察結果を叙述し、注において帰国後の文献調査による他のカレン族、モン族の調査結果と突き合わせながら、現地で観察したことの意味を考察することとする。ただ、この方法にも本注前段に述べたような制約があることを念頭においたうえで、本稿の分析を読み進められたい。

(48) 一般にカレン族においては、「相続は男女平等とされるが、通常娘達が両親のもとにとどまり、彼女達がより多く相続する傾向がある」といわれている（清水昭俊編『洗練と粗野——社会を律する価値』〔東大出版、一九九五年〕一六四頁〔速水洋子執筆〕）。この村にみられる女性末子同居の伝統がもつ文化的意味については、注⑦参照。

(49) 焼畑耕作は耕地の移動をとまなうので村そのものの移動も珍しくなく、タイの山岳民族の村の移動を対象とした研究もある（白鳥芳郎編『東南アジア山地民族誌 ヤオとその隣接諸種族』〔講談社、一九七八年〕六七頁以下〔白鳥芳郎執筆〕、九四頁以下〔中塚発夫執筆〕）。そこでは、ミエン族（ヤオ族）にそくして「彼らは通常二代乃至三代前までの住地は覚えているが、それ以前にどこに住んでいたかはほとんど記憶していない」といわれている（同書九四頁〔白鳥芳郎執筆〕）。なお、常見純一「ヤオ族の移住と村落の形成—マーン・ラーン・トーン（『国見』）を中心として—山本達郎博士古稀記念論集編集委員会（編）『東南アジア・インドの社会と文化』（山川出版、一九八〇年）一八五頁以下（この論文は、村全体の焼畑移動の一般的原因を述べるのみならず、タイ政府の森林政策にもなう耕作禁止を原因とする村の移住事例をも検討しており、興味深い）、吉野晃「タイ北部、ミエン族の移住——移住による村落形成過程——」『社会人類学年報』七卷（一九九一年）一四九頁、同「焼畑に伴う移住と祖先の移住——タイのミエン・ヤオ族における移住とエスニシティ——」『東南アジア研究』三五卷四号（一九九八年）七五九頁。

(50) タイのカレン族社会を紹介した論稿においては、次のようにいわれている「タイ政府は行政の末端を担う行政職として村区

長(タイ語でプーヤイバーン)をおいている。タイ社会との社会的・経済的関わりが増すとともに、その権限は大きくなる。村区長は官吏のみならず、商業目的の来訪者など、全ての外来者に対して窓口となり、村内の生活のさまざまなレベルに及ぶ重要な決定や選択を行う機会が多くなる。タイ行政との関係を基盤とする村区長が主宰する会合が、守護霊との関係を基盤としたヒコを中心とした長老達の会合にとって代わり、村区長の行政的手腕がムラの秩序維持の鍵となりつつある」(速水・注⁽⁴⁾引用論稿一六五頁)。なお、村長とヒコとの関係については、注⁽⁷⁾をも参照。

(51) カレン族の家屋が一般にそれほどしつかりしたものではないことの背景には、カレン族においては家屋が比較的短期間で建て替えられるという事情が背景にあるが、それについては注⁽⁷⁾参照。

(52) このルポルタージュ的なスタイルが学術論文として異例であることはもちろん自覚している。ただ、ムプテイ族と数年の人生をともしたターンブル氏に倣うのもおこがましいが、その著『森の民』に付されたシャビロ氏(アメリカ自然史博物館館長形質人類学部長)の序文に、次のような一文がある。この種の「民族の生活をあつかった書物は、ほとんどが、学術的な研究報告の形式をとっていて、個々の人物は抽象され非個人的になつていて、人間の感情は、分析という過程の中で押しつぶされてしまつてゐる。……そこに描かれているような生活を送ることの実感とか、そこに描かれている人びとの人間性を肌で感じることなど、その種の論文から期待することはほとんど無理である」(コリン・M・ターンブル著、藤川女人訳『森の民』(筑摩書房、一九七六年)iv頁)。本稿では、幾分なりともこの種の欠陥を補い、なおかつ全体の客観性を維持しよう、主観的要素も含むルポルタージュ性を帯びた部分と客観叙述の部分とを活字の組み方を区別することによって明示したうえで、あえてこのような叙述方法をとることにした。

(53) この村にそくしてではないが、カレン族にとって村がどのような意味をもつものかをここで紹介しておこう。「カレン族の儀礼と世界観について、一九八〇年代の北タイ山地スゴ・カレン族調査に基づいて概観しよう。カレン族の世界観では、人の住むムラ共同体(村)と空間的に対置されるのが森(森林)であり、時空をこえては他界(冥界)である。森には野生の動物や悪霊

が無秩序に徘徊し、共同体の占めるムラの領域は、『水と大地の主』(Eri-ka-kai-ko) と呼ばれる靈の保護のもと、人間の利用のために秩序ある領域として森から区別される。ムラの空間の秩序を保つためには、この守護靈との關係を良好に保つことが必要である。一人で森を歩くことは特に女性や子供にとっては危険とされ、悪靈に魂を誘い出されたり、とりつかれて病にかかりやすい。人間の魂は誕生の際に他界からやってきて、死に際しては再び他界へ旅するとされるが、両界の境は明確にしておかなければ生きた人間の魂が危険にさらされる。この様に、カレン族の共同体は常にこの二つの異界から区別され秩序を守られなければならないのである(速水・注③引用論稿二七五頁)。

次に述べるように、カレン族の世界観は、カレンの男性、女性の行動範囲に大きな影響を与えている。そこで、この「他界」の觀念につきもう少し立ちいつて述べることにしよう。「パカニヨ」とはスゴ・カレン語で「人」およびその民族を自称する言葉である。「パカニヨの世界は『死者の国』と『パカニヨ(人)の国』からなっている。あの世とこの世である。だが、斧で叩きわったような断絶はない。確かに、あの世では太陽が黒がったり、西から昇って東に沈んだりという逆転はあるが、あの世の暮らしはこの世と同じである。この世での誕生はあの世からの旅立ちである。人は長い旅路を歩いてこの世にやってくる。背負ったカゴには、稲糊、とうもろこし、豚、鶏、岩いざな、斧など旅先で使うものが詰め込まれる。道程半ばに大木が一本あり、そこにムカの神が宿っている。旅人はそこで足を止め、出立と、滞在期間を神につげると、神はそれを旅人の前頭部に記す。正確には大泉門に記す。大泉門とは新生児の頭で頭蓋骨がまだ十分にくっついていないために皮膚のようにペコペコとへこむ部分である。人の魂三七体の内、主魂がここに宿っている。この世で寿命がつきるといふことはこの申告した期限が切れるということである。ムカの神はこのように誕生を司する神であるが、誕生後も女たちの神として、この世で女たちの運命を左右するのである。」「子供は『死者の国』からの旅人である。パコニヨが何よりも恐れるのは旅先を氣に入らずに帰国してしまうことである」(吉松・注②引用論文一一九頁以下、一二八頁)。

(54) ここで、このムラを離れてカレン社会における女性の状況について述べておこう。カレン共同体においては、「儀礼や秩序維

持行為に關してはヒコと呼ばれるムラの儀礼的リーダーが先導するが、それでもなお、基本的に全ての男子が参加しうる。すなわち、少なくとも全ての男子は平等であり得る。しかし、共同体の秩序と豊饒をもたらす儀礼から女性は排除される。……母性と豊饒の具現者として、カレン女性にとつて威信は男性とは異なる形でもたらされる。男性の威信が農耕の生産力とそれにもとづく農耕や共同体の儀礼の実践、そして統治行為を通じての秩序維持への貢献に基づいているとすれば、女性の威信は生殖と母性を基礎としたオヘ儀礼の実践に基づいている。……女達は母としての豊饒の具現者であり、祖霊との關係を通して世代間のつながりをもたらす。つまり女性はカレン社会の存在の要であり、カレン文化の継承者である。……女性は『力が弱い』ため、森の悪霊などの力に抵抗できず、一人で森へ行かない。女性の場はムラにあるとされる。森は外との世界へ通じており、男性はそこで他民族、とくに北タイ人との交渉を持つが、女性にとつて彼らは悪霊や野生動物と同様に恐るべきものである。……ムラの親族關係のネットワークが女性を軸に構成され、夫よりも妻のほうがムラの中に親族關係の強い基盤をもっている例が多い」(速水・注(48)引用論稿一五三頁、二六一頁以下)。

「子供の所有権は母親にある。正確には、子供は母親の一部分あるいは付属とみなされている。そこで、人の誕生や命運を左右する「ムカの神を祀るオケ儀礼」の「参加者は母系に拡大していく」。カレン人の「社会で初子や初孫はつねに望まれている。『お母さん』あるいは『お婆さん』という社会的儀礼的地位を手に入れるからである」(吉松・注(2)引用論稿二二〇頁以下)。

(55) 一般的にも、「カレンの伝統的な焼畑は、一〇年か、短くて七年の周期で畑地を変えて耕作を行なう」といわれている(速水・注(48)引用論稿一五五頁)。また、「他民族の移住と人口増によって自由に移動できる土地が限られるようになり、焼畑の休耕期間が一〇年以上から、七、八年に、五、六年に短縮されるようになった。休耕期間の短縮化は焼畑の低い生産性と豊かな森の消滅をもたらした」ともいわれている(吉松・注(2)引用論稿一四〇頁)。

(56) 加藤・注(5)引用書一〇九頁以下。

(57) この村を離れて、他のカレン社会については次のようにいわれている。「ヒコ」とは、村の頭であり村の儀礼を行う伝統的な

世襲制のリーダーである（速水洋子「カレン族の赤いスカート」季刊民族学六四号（一九九三年）八六頁）。「ムラで生じたさまざまな問題は、ヒコを頭とする男達の集会で討議し、そこでは全員の合意に達しなければならぬ。調査地ではヒコの集会に集うのは各戸の最年長の既婚男子全員である。若い者も臆せず意見を述べていたが、発言が影響力をもつのは、伝承や儀礼の知識が豊富で、すでに家族も成長した年輩の男達（サブガ）である。特にカレン社会では豊かな口承伝承から状況に応じた引用により人を説得する能力が尊重され、ヒコの集会は全員の合意を得るまでこうした説得が繰り返される。……こうした男達の秩序維持行為の先導役がヒコである。ヒコはムラの草分け的な存在で、移住の際、最初に住み込み、ムラを形成するにあたって、占いによりムラの移住地としての適当な場所や、儀礼の約束事などを決める。……ヒコの役割として明確に認識されているものは、儀礼的なもののみであり、儀礼においても、ムラの男達が彼を補助する。ムラ内の抗争の解決、犯罪の審判、ムラへの移住者の許可など各種の決定は、ヒコと長老達が協議して行ない、決して単独の決定は行わない。ヒコはあくまでも平等者のなかの代表であり、守護霊に対してムラを代表し、仲介する」（速水・注④引用論稿一五八頁以下）。この「ヒコは父系に継承され、先代ヒコの父系親族中系譜的に最長老のムラ在住の男性が継ぐ」。「しかし今日、北タイのカレン族共同体はあくまでもタイ国家組織の末端に連なっており、一つの行政単位を構成する集落群には、タイ行政下の村長がいる。調査地一帯では一九三〇年頃から村長が名目的に存在したようだが、村長職がタイ行政から少額ながら手当を支給され、郡の会議などへ毎月出向くようになり、実際の責任や権限が増えたのは一九六〇年代後半、タイ国行政が本格的山地民政政策に乗り出してからである。以来、年々増えているタイ行政、軍や国境警察の介入、様々なプロジェクト、これらに伴う道路整備に乗じて入るようになったタイ人商人など、外との接触は全てまず村長を通して行なわれる。そして共同体内の営みへのこうした外部からのほたらきかけが増えるにつれ、内外を問わず村長の裁量が大きくなるというようになり、盗難や不和もムラ内で治まらなければ村長に任される。ヒコの役割がまだ大きいムラもあるが、後述するように、こうした外部勢力がムラ内とつながりをもつことがムラの自律的秩序空間そのものに変化をもたらし、その象徴的存在であり中心であったヒコの役割を衰退させていることは否めない。中にはヒコの

系が断絶して後継者がなく、ヒコが不在のムラもある」(速水・注⑨引用論稿二七六頁以下)。

(58) 加藤・注(5)引用書九一頁以下参照。

(59) 加藤・注(5)引用書一六八頁。

(60) 帰国後の文献調査で接した、一一〇頁以下に紹介した速水氏の調査対象地と較べ、この村では居住用地は私有であるとのニュアンスが強い回答であったが、この点は共有地性との関係を重ねて尋ねることはしていないので、明確に差異が存在するか否かは定かではない。

(61) 村の全体集会がお堂でもたれることと、わが国の入会で神寺名義のものも多かったこと、そのなかには寄合い等が神寺で行われたものもあったであろうことを、改めて考える必要を感じさせる。もちろん、この村でもわが国でも、単なる集会のための場の提供が神寺によるものであったという可能性もあるであろう。しかし、他方、わが国の入会権論が村落集団の権利主体性を強調するために、名義人となった神寺等の入会に対する実体的関与を軽視しすぎた可能性もないではないからである(↓一二〇頁参照)。

(62) なお、この部落におけるお寺は、きわめて貧しいものであった。しかし、この地域におけるお寺すべてが貧しいものばかりではない。具体例を少し示しておこう。

この村に所属する寺ではないが、この村に入る少し手前にある道路には、寺の入口となる立派な門が二頭の龍に挟まれたかたちでたっている。その入口から一三五段ほど石段を登ると、一キロメートル弱の山径が続く。途中には、ほこらではなく、斜めに切り立った小さな岸壁を雨しのぎにして、下にはきらびやかなタイの仏像を飾った一画がある。それを横目に見ながら構わず前に進むと、頂上にはパゴダと、ひなびた風景には似つかわしくない鉄筋コンクリート建て、屋根は金属ぶきの寺院がある。私が訪れた午後二時半には、寺は無人で、中には猫が二匹いるだけであった。周りの居住用らしき小屋から判断すると、一、二名の僧侶が寺を守っているらしい。僧侶の数こそ少ないが、タイ北部らしく山頂にある立派な寺院

が、途中の貧しい家が続く村々ときわだつた対照をなしていた。

(63) 加藤・注(5)引用書五七頁以下。

(64) 事件の紹介について述べると、一は、タイ語の判決についての西澤氏の翻訳とピシエット氏の英文要約の双方に依拠した。二の刑事判決については、八三頁に述べたようにピリヤ弁護士は関与しておらず、民事事件準備のためにピリヤ弁護士が作成した刑事事件についてのメモをピシエット氏が英文で要約したものに依拠した。なお、刑事事件の事件番号、判決番号は不詳である。三(ア)は、西澤氏の翻訳に依拠し、(イ)は、ピシエット氏の英文要約に依拠した。

(65) 一ライ(元) 〇・一六ヘクター。

(66) Mae-Jae Village, Mae-Naiou Sub-District, Mae-Jam District, Chiang Mai Province.

(67) タイでは、山岳民族に対する平地民(タイ族)の優位感覚が一般的である(馬場・注(39)引用論稿六七頁)。これに対し、山岳民族相互の感情は多少複雑である。カレン族は山の民と平地の民の中間にかつて位置づけられていたという社会状況をふまえて、自らが中間的な位置にあるとの感覚のもとに、他の山岳民族を「野蛮な」という形容詞をつけて呼ぶことも珍しくない。しかし、逆に他の山岳民族がこのような感覚を共有しているわけではない。たとえば、古家晴美氏が観察したモン族等はカレン族も自分たちと同じ山岳民族の範疇に含めている。そして、カレン族等にも優越感情を抱き「まあ、モン族からみたら(カレン族は)使いものにならないってことかな。リス(リス族)は、クア(アカ族)やムス(ラフ族)のことを好きじゃないんだ。怠け者だから」といったりする(古家・注(37)引用論稿三四頁、四〇頁、四二頁等)。なお、山岳民族間での通婚の問題につき、注(78)参照。

(68) Department of Forestry in: Ministry of Agriculture.

(69) バージェオ区 Bar-Gaao Sub-District.

(70) 日本の田舎の食堂の板製のテーブルとすに、テーブルカバー等はなく、ニス等が塗られていない状況を想像されたい。

(71) カレン族は、モン族(メオ族)の一夫多妻制を評し、次のようにいう。「タイ人の男と結婚するとすぐ捨てられ、メオ人の男

と結婚すると他の妻と争わなければならない。なお、カレン族の「夫婦関係は一般に安定しており、破局にいたることはまれである」。その背景には、カレン族の社会規範、とりわけ宗教の影響がある。注④に言及した「オケ儀礼」は、世帯単位で、しかも他の親族世帯を大きく巻き込んで行われる複雑なものであつて、その複雑さを理解するには、吉松氏によれば「足し算引き算からはじまって微積分にいたるくらいの解説が必要」とのことである。このように「ただでさえ込み入っているのに、もし、離婚や再婚が行われれば收拾がつかなくなってしまう。両親の魂がかかわる儀式はたとえ離婚したとしてもたえず子供たちと呼び戻されることになる。その上、ムカの神は妻の神であり、他の妻とどのような分かち合いも絶対許さない。禁忌を犯せば大きな不幸が、そして不幸は親族に連鎖する。必然的に離婚や一夫多妻は不可能になるのである」(吉松・注②引用論稿一二二頁、一三四頁以下)。

(72) 同居者が女性末子であつた伝統が、キリスト教に改宗すると崩れるのは、女性末子との同居の伝統ないし慣習が文字どおりカレン族のアニミズム的信仰に基礎をおいているからである。この点と、ひんばんな家屋建築の伝統とを説明するのが、次の論稿である。結婚すると、新婚夫婦は妻の親と同居する。しかし、「結婚して数年すると娘夫婦は母親の家を出て、自分たちの新居をもつことになる。出るといふよりも正確には出されるというべきであらう。これもオケ儀礼と関係がある。ムカの神は世帯ごとの神である。同じ囲炉裏で供物を調理すること、食器やしゃもじを使用することを認めない。それは姉妹間でさえ禁忌である。ただ母親と娘一人に限ってはこれが許される。／だから、次女が結婚する場合には、同居している長女夫婦は必ず家を出なければならぬ。そうしないと妹が結婚できないのである。さらに、長女夫婦が家を出るだけでなく、母親も次女のために囲炉裏を新たに作り直さなければならぬ。囲炉裏はすでに長女と共有されているからである。長女と次女の二人の娘との共有は禁忌である。パカニヨ(スゴー・カレン族の自称、注③参照―筆者)の社会で囲炉裏を作り直すということは、つまり、家を立て直すということである。結局、その他の理由もあつて、家は必ず数年に一度は立て直されることになる。／数年に一度、時には毎年ごとに建て直される家であるから、割合簡単にできる。建てるのは男の仕事で、女はいつさい手出しできない。夫は木や

竹を切り、菅を編み、他の男の助けを借りながら、竹小屋のような家を建てる」（吉松・注(2)引用論稿一三五頁以下）。

以上のようなオケ儀礼とそれにもなう禁忌が守られているかぎり、最終的には女子末子同居が必然となる。しかし、注(8)に述べるように、仏教は伝統儀礼の放棄を強要しなかったのに対し、キリスト教はそれを強要したので、この村でもキリスト教カレンは女子末子同居の伝統を失ったものと考えられるのである。

(73) なお、本件では、訴訟進行中にピリヤ弁護士と弁護を依頼してきたNGOとの姿勢の違いが顕在化し、弁護士が交替した。その結果、辞任したピリヤ弁護士は判決文を入手、複写できなかつたが、判決言い渡し後の閲覧によりその一部を書き留めた。この事件の紹介は、そのメモをピシエツト氏が英文要約したものに依拠した。なお、事件番号等の紹介にさいし、当事者、事件の標目を省略したのは、前記のような事情により被告人名以外が不詳であつたためである。

(74) Mae On Nai Village, Ping Chong Sub - District, Chiang Dao District, Chiang Mai Province.

(75) 原文はタイ語であるが、その英訳である“Community Forest for Reservation”を、ここでは、「保護林（または保安林）」としての「コミュニティ・フォレスト」と二通りに記した。「保護林」または「保安林」と二様に訳した理由については後述する。

(76) 本文に述べたところは、フィールド・ノートに記した調査時点での感想である。注(73)に述べたNGOとピリヤ弁護士との確執は、帰国後、タイ語判決原本の入手を試みた段階で知るに至つたことで、この調査時点では筆者の知るところではなかつた。

(77) 他のカレン族の村で、森林を保護するカレン共同体の規則があり、森の保護地域を焼いた者に二〇バーツの罰金が科せられていた例もあることにつき、速水・注(95)引用論稿二一八頁参照。

(78) 男女別に見ると、カレン族の場合、カレン族の男性と他民族の女性との通婚にくらべ、カレン族の女性と他民族の男性との通婚は、伝統的に回避され、非難の対象となつたが、近時はそれでも非カレン男性との通婚が少しふえているとのことである（速水洋子「『民族』とジェンターの民族誌——北タイ・カレンにおける女性の選択」東南アジア研究三五巻四号（一九九八年）二五三頁以下）。

また、異なった山岳民族間の結婚が珍しいことを物語る次の例をあげておこう。カレン族の恋人をもつモン族の青年は、「『彼女はカレン族である』という事実自体が、結婚の対象として相応しくないことを意味していた。彼にとつてそれは『言語道断』な出来事であり、彼の家族、ひいてはモン族から排除されることを意味する」と述べたのである(古家・注(7)引用文献四三頁)。また、逆に、カレン族からみれば、「一夫多妻のモン族の男と結婚すると、注(7)頁に述べたように「他の妻と争わなければならない」という問題が生じることになる(吉松・注(2)引用論稿一三四頁)。

なお、他の山岳民族に目を向けると、ミエン族(ヤオ族)等にあつては、他民族購買養取と呼ばれる他民族からの養子等がみられるが、通婚にかんしては比較的厳格に民族内婚を遵守していることが指摘されている(吉野晃「養取と境界維持——タイ北部、ユーミエン・ヤオ族の他民族購買養取について——」社会人類学年報一〇号(一九八四年)一〇五頁以下、とくに一二二頁)。

(79) 注(89)参照。

(80) 注(44)参照。

(81) なお、注(79)に記したピリヤ弁護士とNGOとの対立は、注(70)に述べたように帰国後に明らかとなったものであるが、その影響で父親がわれわれを避けた可能性もありうるであろう。

(82) Santipong Changpuak, Lecturer, Payab University. 文化人類学を専攻するサンティポン氏は、二〇三年八月一六日、二〇日の二回にわたつてインタビューに応じて下さつた(八月一六日のインタビューはピシエット氏と加藤が共同で行い、二〇日のインタビューは加藤が単独で行つた)。記して、心から謝意を表する次第である。

(83) Attachak Sathayannurak, Associate Professor, Department of History, Faculty of Humanity, Chiang Mai University.

(84) Santipong Changpuak, Common Properties: The Historical Identity of Communities in Mae - Chaem Valley.

(85) Pirote Konghaweesak, Lecturer, Department of Sociology and Anthropology, Faculty of Social Sciences, Chiang Mai University.

(86) Anan Ganjanapan, Ph.D. Lecturer, Regional Center for Social Science and Sustainable Development, Faculty of Social Sciences, Chiang

- Mai University. アナン氏は、二〇〇三年八月一五日、一九日の二回にわたってインタビューに応じて下さった（八月一五日のインタビューはピシェット氏と加藤が共同で行い、一九日のインタビューは加藤が単独で行った）。記して、心から謝意を表す次第である。
- (87) 注(11)参照。
- (88) Mae - Chaem District, Chiang Mai Province.
- (89) 村人の森の使用は基本的に自由であったが、チーク材の伐採だけは禁止されていた。これは一八八三年に、イギリスがチーク材伐採の権利を得たためである（現在では、森林法四八条一項がチーク製材の所持を禁止している〔注(4)参照〕）。したがって、この点のチーク材伐採の制限も、国家による法的規制であって、入会集団の内部的規制でないことになる。
- (90) 加藤・注(5)引用書八四頁以下、一六八頁以下。
- (91) 注(11)参照。
- (92) 速水・注(35)引用論稿二二頁、二二四頁。
- (93) 前著では、現在のネパールの森林所有権の一部、江戸時代までのわが国の森林所有権の一部に、排他性を欠く、非独占的所有権という形態があったことを指摘した。これと同じ非独占的所有権が、タイでは水田について存在することになる（加藤・注(5)引用書九四頁以下）。
- (94) これについては、加藤・注(15)引用書二六九頁以下参照。
- (95) 加藤・注(5)引用書一〇〇頁以下、一〇三頁以下。
- (96) タイ北部山岳民族の焼畑の状況をミエン（ヤオ族）にそくして具体的に叙述したものととして、中塚・注(49)引用論稿一〇二頁以下参照。
- (97) 速水・注(35)引用論稿二一〇頁。

- (98) 速水・注(35)引用論稿二一四頁以下、二二五頁。
- (99) 加藤・注(5)引用書一二八頁以下。
- (100) 加藤・注(5)引用書六四頁以下。
- (101) タイの事例ではなく、しかも焼畑地の個人所有の例でもないが、ラオスにおいて焼畑用地の不足が危機的な状況にいたった段階で、ある村の村長が森林を焼畑耕作用に一定のルールで農家に割り当てた例につき、鈴木基義「安井清子」ラオス・モン族の食糧問題と移住」東南アジア研究四〇巻一号(二〇〇二年)三〇頁以下参照。
- (102) 古家・注(67)引用論稿三六頁、W. GEDDES, MIGRANTS OF THE MOUNTAINS: THE CULTURAL ECOLOGY OF BLUE MIAO OF THAILAND, London: Clarendon Press, 147-154.
- (103) 古家・注(37)引用論稿二七頁、N. TAPP, SOVEREIGNTY AND REBELLION-THE WHITE HMONG OF NORTHERN THAILAND, Singapore: Oxford Univ. Press, 14.
- (104) 古家・注(37)引用論稿三六頁以下。
- (105) なお、次注に述べる「北タイ山地民族に対する仏教普及計画」においても、当初は仏教受容が伝統儀礼の放棄を強要せず、キリスト教改宗の場合との大きな差異をみせていたことにつき、速水洋子「北タイ山地における仏教布教プロジェクト…あるカレン族村落群の事例」東南アジア研究三三巻二号(一九九四年)二四一頁以下参照。
- (106) この、モン族、カレン族に重点をおいて行われた「北タイ山地民族に対する仏教普及計画」というプロジェクトについては、速水・注(66)引用論稿二二一頁以下に詳しい。
- (107) タイにおけるピーが、感覚的にどのようなものであるかを具体的に記述したものととして、友杉孝「タイ農村社会における市場とその多義性——比較経済体制論に向けて——」東洋文化六三号(一九八三年)一〇〇頁以下参照。